

平成 2 1 年 3 月 5 日

平成 2 1 年第 1 回 岬町議会定例会

第 2 日 会議録

平成21年第1回（3月）岬町議会定例会第2日会議録

○平成21年3月5日（木）午前10時00分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり14名であります。

1番	川 端 啓 子	2番	鍛 治 末 雄	3番	中 原 晶
5番	和 田 勝 弘	7番	奥 野 学	8番	谷 本 貢
9番	反 保 多喜男	10番	岡 本 重 樹	11番	辻 下 文 信
12番	辻 下 正 純	13番	田 代 堯	14番	小 川 日出夫
15番	竹 内 邦 博				

欠席議員 6番 出 口 實

傍 聴 1 名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長	石 田 正 弘	教 育 長	田 中 繁 樹
総 務 部 長	中 口 守 可	総 務 部 理 事	時 岡 貢
企 画 部 長	笠 間 光 弘	企 画 部 理 事	竹 本 靖 典
住 民 部 長	白 井 保 二	福 祉 部 長	芦 田 貴志雄
事 業 部 長	松 永 英 三	上 下 水 道 部 長	末 原 光 喜
会 計 管 理 者 兼 理 事	淵 原 義 仁	教 育 部 長	岡 田 耕 治
総 務 部 副 理 事 兼 総 務 法 制 課 長	南 康 明	総 務 部 行 財 政 改 革 課 長	四 至 本 直 秀
総 務 部 危 機 管 理 課 長	亀 崎 義 夫	企 画 部 企 画 人 事 課 長	保 井 太 郎
住 民 部 保 險 年 金 課 長	古 橋 重 和	事 業 部 第 二 阪 和 等 プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 課	西 啓 介

○本会の書記は次のとおりであります。

議会議務局長 辻 下 一 博

議会議務局課長代理
兼 議 会 係 長 竹 下 雅 樹

議事日程

- | | | |
|------|--------|---|
| 日程1 | 議案第1号 | 専決処分の承認を求める件
(平成20年度岬町一般会計補正予算(第4次)) |
| 日程2 | 議案第2号 | 平成20年度岬町一般会計補正予算(第5次)の件 |
| 日程3 | 議案第3号 | 平成20年度岬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1次)の件 |
| 日程4 | 議案第4号 | 平成20年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第2次)の件 |
| 日程5 | 議案第5号 | 平成20年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3次)の件 |
| 日程6 | 議案第6号 | 平成20年度岬町住宅用地造成事業特別会計補正予算(第2次)の件 |
| 日程7 | | 平成21年度当初予算に関する説明 |
| 日程8 | 議案第7号 | 平成21年度岬町一般会計予算の件 |
| 日程9 | 議案第8号 | 平成21年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の件 |
| 日程10 | 議案第9号 | 平成21年度岬町国民健康保険特別会計予算の件 |
| 日程11 | 議案第10号 | 平成21年度岬町老人保健特別会計予算の件 |
| 日程12 | 議案第11号 | 平成21年度岬町後期高齢者医療特別会計予算の件 |
| 日程13 | 議案第12号 | 平成21年度岬町下水道事業特別会計予算の件 |
| 日程14 | 議案第13号 | 平成21年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算の件 |
| 日程15 | 議案第14号 | 平成21年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)予算の件 |
| 日程16 | 議案第15号 | 平成21年度岬町介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)予算の件 |
| 日程17 | 議案第16号 | 平成21年度岬町淡輪財産区特別会計予算の件 |
| 日程18 | 議案第17号 | 平成21年度岬町深日財産区特別会計予算の件 |
| 日程19 | 議案第18号 | 平成21年度岬町多奈川財産区特別会計予算の件 |

日程20	議案第19号	平成21年度岬町谷川財産区特別会計予算の件
日程21	議案第20号	平成21年度岬町住宅用地造成事業特別会計予算の件
日程22	議案第21号	平成21年度岬町水道事業会計予算の件
日程23	議案第22号	阪南市泉南市岬町障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部を変更する協議の件
日程24	議案第23号	新たに生じた土地の確認の件
日程25	議案第24号	町の区域の変更の件
日程26	議案第25号	工事請負契約中変更の件（多奈川東畑地区多目的公園整備工事（その1））
日程27	議案第26号	岬町職員の厚生制度に関する条例を制定する件
日程28	議案第27号	岬町職員の修学部分休業に関する条例を制定する件
日程29	議案第28号	岬町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を制定する件
日程30	議案第29号	岬町事務分掌条例の一部を改正する件
日程31	議案第30号	岬町文化センター条例の一部を改正する件
日程32	議案第31号	岬町立集会所条例の一部を改正する件
日程33	議案第32号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件
日程34	議案第33号	教育長の給与等に関する条例の一部を改正する件
日程35	議案第34号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件
日程36	議案第35号	岬町ひとり親家庭の医療費の支給に関する条例の一部を改正する件
日程37	議案第36号	岬町国民健康保険条例の一部を改正する件
日程38	議案第37号	岬町介護保険条例の一部を改正する件
日程39	議案第38号	岬町企業誘致に関する条例の一部を改正する件
日程40	議案第39号	岬町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する件
日程41	議案第40号	岬町青少年センター条例の一部を改正する件
日程42	議案第41号	固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件
日程43	選挙第1号	岬町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙の件

(午前10時00分 開議)

○谷本 貢議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成21年第1回岬町議会定例会2日目を開会します。

ただいまの時刻は、午前10時00分です。

本日の出席議員は13名です。欠席者数は1名です。

定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

○谷本 貢議長 日程1、議案第1号「専決処分の承認を求める件（平成20年度岬町一般会計補正予算（第4次））」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 日程1、議案第1号、専決処分の承認を求める件、平成20年度岬町一般会計補正予算（第4次）につきまして、概容をご説明いたします。

景気後退下での生活者の不安にきめ細かく対応するために、家計への緊急支援として実施する総額2兆400億円の定額給付金及び多子世帯に係る幼児教育期の子育て負担を軽減する総額650億円の子育て応援特別手当の経費を含む国の平成20年度補正予算（第2号）が、本年1月27日に国会において既に成立したところでございます。あわせて、これらの事業の財源を賄う関連法案であります繰入特例法案につきましても、昨日、成立したところでございまして、事業の趣旨を踏まえ、その効果を十分発揮するために必要な準備作業を早急に着手するよう、実施主体の市町村に対して総務省から通知がなされているところでございます。本町におきましても、住民生活の暮らしの安心を支援する立場から、迅速に対応することで、早期の支給を目指したいというふうに考えております。このことから、定額給付金及び子育て応援特別手当の支給事務に係る補正予算を調製し、議会の議決を経る必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、平成21年2月17日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

なお、定額給付金給付事業及び子育て応援特別手当支給事業に係る経費は、全額国が補助金を交付することにより、事業の推進を図るものということになっております。

それでは、補正予算の内容につきまして、ご説明させていただきます。

議案書1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,005万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億9,981万5,000円とするものでございます。

2ページをご参照願います。

第1表、歳入歳出予算補正をごらんください。まず、歳入予算の概要につきまして、ご説明いたします。なお、詳細につきましては、4ページに記載されておりますので、あわせてご参照願います。

国庫支出金といたしまして、子育て応援特別手当事務取扱交付金17万8,000円、定額給付金給付事務費補助金987万2,000円、あわせて1,005万円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきまして、ご説明いたします。

2ページをご参照願います。なお、詳細につきましては、5ページに記載されておりますので、あわせてご参照願います。

総務費につきましては、定額給付金支給事業に係る事務費といたしまして、987万2,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、申請書類発送に係る通信運搬費344万5,000円、対象者リスト作成に必要な住民基本台帳等のシステム改修委託料350万円、パソコン等の事務機器借上料145万8,000円などとなっております。なお、本補正予算につきましては、さきに申し上げましたとおり、今年度執行分に係る必要な事務費を計上させていただいたものでございますが、実際の支給は4月以降となる見込みとなっております。したがって、平成21年度以降に支出が見込まれる給付費及び事務費につきましては、繰越明許費の設定とあわせまして、今定例会の追加議案として提案させていただく予定でございます。

以上が補正予算の内容でございます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○谷本 貢議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ございませんか。中原 晶君。

○中原 晶議員 本件につきましては、委員会付託がありませんので、この場で一言申し上げておきたいと思います。

定額給付金と子育て応援特別手当の支給事務に係る経費の増額補正ということで、定額給付金を含む国の補正予算関連法案は、先ほど中口総務部長が申し上げられたとおり、昨日、衆院で再議決されたところであります。この件につきましては、二転三転する国のやり方に振り回されて、町としては事務の遂行に大変ご苦労していることとお察し申し上げます。

定額給付金につきましては、生活支援なのか経済対策なのか、いまだ不明瞭のまま経済効果も疑問視されているところであります。また、子育て応援特別手当につきましては、生活対策の一環ということで、多子世帯の幼児教育期の子育て負担の軽減が目的であるというふうに聞き及んでおり、2008年3月末時点で3歳から5歳であり、かつ第2子以降の児童が対象というふうに聞き及んでいるところであります。

現在、経済状況が極めて厳しい中、子育て世帯への経済的な支援が求められているのは当然のことと考えるところであります。しかしながら、子育て応援特別手当につきましては、条件が限定されていることから、同じ年ごろの子どもを育て、同じように経済的な負担感が重くても、支給される家庭と支給されない家庭があるというのも事実であります。このような不合理、不公正な施策が、果たして生活対策と言えるのか疑問を感じるころでもあります。支給も1回限りで、これで次の子どもを産もうという動機づけになるとも考えづらく、少子化対策の効果についても疑問を感じるころであります。

定額給付金につきましても、子育て応援特別手当につきましても、必要な人に届かず、政策効果も定かではないという点で、政策としては決して賛成できるものではありません。しかしながら、住民の皆さんの給付を受ける権利を妨げる立場ではありません。また、短期ではありますが、給付事務に係る臨時職員等を雇用することになっており、少ない人数、かつ不安定ではあっても、雇用の機会の創出につながったことにつきましては、積極的なことだととらえております。速やかに事務を行い、少しでも経済の活性化や生活支援のために役立つようにご要望申し上げて賛成いたします。

以上です。

○谷本 貢議長 次に、反対の討論ございませんか。他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 これで討論を終わります。

これより、議案第1号、「専決処分の承認を求める件（平成20年度岬町一般会計補正予算（第4次））」を起立により採決します。

本件は、案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○谷本 貢議長 満場一致であります。

よって、議案第1号は承認することに決しました。

○谷本 貢議長 日程2、議案第2号「平成20年度岬町一般会計補正予算（第5次）の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 日程2、議案第2号、平成20年度岬町一般会計補正予算（第5次）の件につきまして、概要をご説明いたします。

現在、我が国の経済は極めて深刻な状況にあり、先日、内閣府が発表した平成20年10月から12月期のGDP（国内総生産）は、年率換算でマイナス12.7%と、戦後2番目の記録的なマイナス成長となっております。雇用不安の拡大や個人消費の低迷は、かつてないスピードで悪化しておるところでございます。これに伴い地域経済におきましても、これまで以上の相当大きな影響を受けると考えられることから、今後とも予断を許さない状況となっております。

本町におきましても、財政状況は極めて厳しい状況にあり、歳入は、世界的な経済不況や地価下落により、町税収入の落ち込み等により減少するとともに、歳出におきましては、少子高齢化の進展に係る社会保障関係経費の増加に加えて、公債費など義務的経費が財政を大きく圧迫しており、今年度におきましても、多額の財源不足が予想されております。これに伴い、大阪府市町村振興補助金や地方債など特定財源の確保に向けて、現在、関係機関と協議・調整を行っているところでございます。したがって、今般の補正予算につきましては、法令等に基づくものや緊急性の高い経費など、真に必要な経費、不用見込額の調整及び補助金等の交付決定に伴う財源更正などを中心に編成をいたしております。

それでは、議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,290万7,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億9,272万2,000円とするものでございます。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。

2ページ、3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては、10ページから13ページに記載されておりますので、あわせて参照願います。

地方特例交付金につきましては、交付決定に伴いまして、733万7,000円を計上いたしております。内容といたしましては、住宅借入金等特別税額控除に伴う減収補てん等のための地方特例交付金549万3,000円、道路特定財源の暫定税率執行に伴う減収補てんのための地方税等減収補てん臨時交付金184万4,000円となっており、地方交付税につきましては、普通地方交付税の交付決定に伴い、9,218万2,000円を計上いたしております。

使用料及び手数料につきましては、国が実施する第二阪和国道改築工事に係る搬出土砂の仮置場の使用に伴う町有地使用料683万4,000円を計上いたしております。

国庫支出金につきましては、町営住宅の耐震診断に係る住宅・建築物耐震改修等事業補助金130万円を減額計上いたしております。

府支出金につきましては、358万7,000円を計上いたしております。内容といたしましては、後期高齢者医療基盤安定負担金212万5,000円、障害者自立支援対策臨時特例交付金50万2,000円、ひとり親家庭医療費助成事業費補助金96万円となっております。

財産収入につきましては、国が実施する第二阪和国道用地買収に伴う土地売却収入285万1,000円を計上いたしております。

寄附金につきましては、176万7,000円を計上いたしております。内容といたしましては、小学校及び社会教育関係の指定寄附としてそれぞれ5万円ずつ、岬ゆめ・みらい基金に充当する個人や団体からいただいた寄附金166万7,000円となっております。

繰入金につきましては、本補正予算の財源調整といたしまして、8,976万9,000円を減額計上いたしております。

諸収入につきましては、3,644万4,000円を減額計上いたしております。内容といたしましては、町のホームページのバナー広告掲載料45万6,000円を増額計上する一方、事業費の確定に伴い、望海坂3号公園遊具等移設負担金1,040万円及び特定交通安全施設等整備受託事業収入2,650万円をそれぞれ減額計上するものでございます。

町債につきましては、2億586万2,000円を計上いたしております。内容といたしましては、事業費の減少等に伴い、ごみ処理施設整備事業債1億430万円、臨時財政対策債3万8,000円をそれぞれ減額計上する一方、今年度の勧奨退職者13名に係る退職手当の財源を賄うための退職手当債3億1,020万円を増額計上するものでございます。

次に、歳出予算の概要につきまして、ご説明いたします。

4ページ、5ページをご参照願います。なお、詳細につきましては、14ページ以降に記載されておりますので、あわせてご参照願います。

総務費につきましては、3億6,091万円を計上いたしております。内容といたしましては、勸奨退職者及び普通退職者あわせて13名に係る退職手当3億1,491万7,000円、多奈川平野地区住宅用地造成事業用地に係る道路用地等の買収費4,456万7,000円、国が実施する第二阪和国道用地買収に伴う町有財産の売却に係る水利権補償料142万6,000円となっております。

民生費につきましては、372万7,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、介護保険特別会計繰出金270万4,000円を減額計上する一方、後期高齢者医療特別会計繰出金269万3,000円、ひとり親医療費192万1,000円をそれぞれ増額計上するものでございます。

衛生費につきましては、不用見込額1億4,664万7,000円を減額計上するものでございます。主な内容といたしましては、粗大ごみ等処分委託料757万3,000円、旧焼却場解体工事及びリサイクル施設建設工事あわせまして1億3,394万1,000円をそれぞれ減額計上するものでございます。

農林水産業費につきましては、別所上池改修事業に伴う補助金として50万円を計上いたしております。

土木費につきましては、不用見込額4,610万8,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、特定交通安全施設等整備工事2,706万7,000円、望海坂3号公園遊具等移設工事900万円、下水道事業特別会計繰出金604万1,000円をそれぞれ減額計上するものでございます。

消防費につきましては、組合消防本部職員の退職等に伴いまして、阪南岬消防組合負担金1,636万4,000円を計上いたしております。

教育費につきましては、249万4,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、不用見込額として淡輪公民館空調設備機器リース料68万6,000円を減額計上する一方、共同調理場に係る光熱水費90万1,000円及び浄化槽ポンプ等の設備修繕料83万円をそれぞれ増額計上するものでございます。

諸支出金につきましては、岬ゆめ・みらい基金に寄附金166万7,000円を積み立てるものでございます。

次に、6ページをご参照願います。

債務負担行為補正につきましては、淡輪公民館空調設備借上事業について、契約金額の決定に伴いまして、期間は平成33年度に、限度額は2,763万6,000円にそれぞれ変更する

ものでございます。

続きまして、7ページをご参照願います。

地方債補正につきましては、まず追加といたしまして、退職手当債を、変更といたしましては、ごみ処理施設整備事業ほか1事業について、町債同意等予定額の決定に伴い、それぞれ限度額の補正を行うものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。なお、本件は総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○谷本 貢議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。田代 堯君。

○田代 堯議員 ちょっと2点ほどお尋ねします。

1点目は、全体に係る問題ですので、私も総務文教委員会に所管しております、寄附金の問題なんですが、昨年12月の定例会で町長の方に確認を、担当の芦田部長にも確認をさせていただいたんですが、寄附金をいただくということは、うちの「ゆめ・みらい事業」から考えても非常にありがたいことでありまして。ところが、現在、海水浴場で、町もこぞっての参加で事業をやっておる、これは団体さんというのか、担当部長は団体ではないというような説明であり、町長の方では団体という、どちらがどうなのかわかりませんが、そこからの寄附を昨年、19年度は団体の方から100万7,931円のご寄附をいただいております、今回はどのような形で幾らの寄附がここに入っておるのかどうか、説明をちょっとお願いしたいと思います。

それからもう1点は、ごみ処理の中で、先ほどの15ページのじん芥処理費の中で、粗大ごみ処分委託料というのが減額予算になっておるんですけども、これは当初、予算はどのぐらいであって、なぜこれだけの大きな金額が実施されずに不用になったのか、その辺をちょっと説明していただきたい、このように思います。

○谷本 貢議長 総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 田代議員の全体に係るという話の中で、まず財務規則上、寄附の取り扱いについて、まず述べておきたいと思います。

まず、財務規則上、寄附には一般寄附と指定寄附がございます。それで通常、寄附を受けるに伴いまして、事務処理上どうするかということで、財務規則に、主管部長等は公有財産の寄附を受けようとするときは町長の決裁を受けなければならないということで、事務処理上、ここに持ってきているんですけども、納入通知書というもので金額を入れ、それぞれの会計処理を行うということに、まずなっております。それで、先ほど田代議員から特定の寄附の、あったわけでございますが、団体名としては、うきわ様ということで、寄附申出金額が7万2,078円という寄附が1月19日付でございました。

以上です。

○谷本 貢議長 住民部長、白井保二君。

○白井住民部長 それでは、私の方から2点目のご質問でございます、粗大ごみ等処分委託料75万3,000円の不用額が生じた理由につきまして、ご説明申し上げます。

この業務につきましては、一般家庭の方から排出されております粗大ごみ、そして不燃ごみ、また資源ごみ等につきまして、可燃、不燃等を分けまして、そして処理する業務でございまして、今回につきましては、不用の理由といたしましては、入札を行いました結果、俗に言いますゼロ円入札という形になりまして、委託期間につきましては、昨年の6月から今年の3月までの10カ月間を予定する業務につきまして入札を行いましたところ、結果といたしましてゼロ円という入札がございまして、それにかかります不用額が75万3,000円でございますので、その内容につきまして不用額として今回、補正予算化されるものであります。このゼロ円入札になりました経緯につきまして、若干ちょっとご説明させていただきたいと思うんですけれども。

入札の対象となりました委託料の期間につきましては、先ほど言いましたとおり、昨年の6月から今年の3月の10カ月間でございまして、それに伴いまして、入札につきましては昨年の5月の28日に行われております。業者につきましては12社の指名によりまして、最終的に10社が入札参加いたしております。それに伴いまして、この委託料積算根拠といたしましては、可燃・不燃と分けるという形になりますので、人件費及び事務処理費関係、そして今回、以前からもそうなんですけども、リサイクルされまして有価物につきましては、その処分代金については業者の収入になるという形の契約でございまして、その収入額を差し引いた形の委託料額について入札を行ったわけでございます。最終的に結論としましてゼロ円になったわけなんですけども、それにつきましてはいろいろこのゼロ円入札としては、法的に問題あるのかなのかという大分議論がございました。結論を申し上げまして、ゼロ円入札については、

こういう必要経費から収入額を引いたこういう形の契約については有効という形の判断をさせていただいております。特にゼロ円入札ということになりますと、一番の問題はダンピングの問題でございます。それにつきましては、もう公正取引委員会の方に照会させていただきまして、契約の形態からいって法的に問題なしというお答えをいただいております。

また、ゼロ円入札になりますと、実際、仕様書に書かれております業務内容が適正に履行されるかされないのかという問題が当然出てまいりますので、それにつきましては業者の方から見積もり等、そして労働基準法とか最低賃金とか、そういうふうな形の適法に引き続き執行することについての誓約書、並びに業者につきましてはリサイクル料金が適正に、本当にその額が収入されるのかと、売却できるのかという問題がございますので、そういう意味でも見積書を取りまして、最終的にゼロ円入札をした内容について適切であるという判断をいたしまして、ゼロ円入札について契約をした。そしてその結果、こういう形の予算額の不用額が出たという内容でございますので、補足説明をさせていただきまして説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○谷本 貢議長 田代 堯君。

○田代 堯議員 後段の白井部長の、前段は後にしますけども、後段の件についてはゼロ円入札で、全く町としてはありがたいことだったと思うんですけども、ただ心配をするのは、今後、今までは、中国向けのいろんなそういった廃材が高く高価な値段で買い取りがされて取り引きがされておったと。それは市場の原理であったかと思うんですけども、最近この世界の金融不安とかいろんな問題が起きて、今後、ゼロ円入札というのがあるのかどうかということを心配するんですが、今後の予算措置について、白井部長の方はいろんな、これをやることによってダンピングとかいろんな手抜きとか、そういう事業がちゃんとできるのかどうかという心配をなされておりますけども、コスト安になることは一番いいわけですけども、ただ今後、そういった意味で鉄が安くなって、また今までみたいに粗大ごみをするのに委託料を支払わなきゃいかん、その時期が来るんじゃないかなと思うんで、その点も今後十分吟味して、慎重にやっぱり、ただ今回、ゼロ円だから次の予算は組まなくてもいいというわけにはいきませんが、軽々に考えないで慎重に、やはり全体的な今の社会情勢をよう見ていただいて、しっかりと粗大ごみ処分の事業にあたってほしいなど、このように申し上げておきます。

それから、先ほど総務部長が寄附の決裁法について説明があったんですけども、私の方からちょっとお尋ねしますけども。前回、町長の方から、去年の暮れには、うきわさんから現金はまだ寄附は受けてないけども、物納で一部受ける予定だということがあって、その後の総務文教

委員会で、付託された委員会で、確認の意味で町長に申し上げたところ、もう今、清算中であるので、そのうちにきっちりと出しますと、こういう答弁をいただいたかのように思います。それが今回の寄附かなと思うんですけども、私は先だって藤原さんと会う機会がありまして、いつも寄附をしていただいてお礼を申し上げたところ、藤原さんがおっしゃるのは、私の名前は一切出さないでいただきたいと、このように役所の方には申し上げてますということをおっしゃったので、私は一瞬なぜかなというふうな感じがしたんですけども、本会議ですから固有名詞を出して申しわけないんですが、藤原さんいわくですね、私は確かに町長の方からいろいろ協力してほしいということで協力をしたけども、特定の私だけが代表でなくて、ある何人かの方が一緒になってこの海水浴場の売店事業をやってきたんだと。ですから、支払伝票はすべて岬町名になってますと。ですから、私とこが日常取り扱った現金仕入れについては、すべて清算をしておるけども、最終的な金額、整理は秘書課の廣田秘書に全部お渡ししてあると。だから幾らの給付になってるか、幾らの支払いが要ったのか、そういうのは一切、私の方はわかっておりません。そのときに、それじゃあ藤原さんからの寄附、前回こういう形で出ておりますけどと言ったときに、私の名前は絶対出さないでいただきたいと、このように申されておりますが、今回も名前が出ておるのかどうか。私の知るところ、調べた調査ではですね、現金の方では、そりゃほかに資料があれば別ですけども、団体名のところには、うきわさんとか書いてない。片方の物品の自動車の管財の方には、あえて確認をさせてもらったんですが、それは確認だけなんですけども、それにはきちっと藤原法子さんのお名前が書かれ、事務所も書かれておる。寄附願いをする方が、本当に寄附をされたとするなら、自分の名前も書くでしょうし、また自分が書けなかったら代筆もお願いするでしょうし。しかし今回の受け入れ方には、どうも納得がいかないところが私にはあるんですけども、その町長の秘書課でそういった支払い、現金のそういう会計の処理をされたのかどうか。それと名前については藤原さんから出してもいいと言われたのかどうか、その辺をちょっと確認したいと思います。

○谷本 貢議長 町長、石田正弘君。

○石田町長 お答えさせていただきます。

まず、藤原さんの名前が出ておるんですけども、これはうきわの代表者といたしまして、藤原法子さんが代表者でございますので、先だって3月3日付でうきわ代表藤原法子様あての感謝状も出させていただいております。そして昨年いただいた車と今年いただいた車、この2台の写真撮影もさせていただきまして、広報紙の方で皆さんに周知していきたいという形で、ご本人と一緒に写真撮影もさせていただいております。

それから、経理のことですけれども、これは私もその中のボランティアの一人として参画させていただいておりますので、ご本人からいただいた書類の整理は私の方でさせていただいております。ただ現金の授受に関しましては現場の方で担当の方に、藤原さんなり、それからそれ以外にも現金を担当する方、そこの方で受け渡しをしていただいて、結果報告は私の方でまとめさせていただいております。これは秘書課というよりは私個人で、その辺の集計はさせていただきました。

以上でございます。

○田代 堯議員 団体名、名前出していいかどうか。

○谷本 貢議長 町長、石田正弘君。

○石田町長 それにつきましては、先ほど申しましたように、感謝状を出させていただいて、広報紙に載せますということで写真撮影までしていただいておりますので、ご了解という形でお互い認識しております。

以上でございます。

○谷本 貢議長 田代 堯君。

○田代 堯議員 内容については理解しましたが、最後にお聞きしますけれども、役場の決裁は、例えば寄附をしたいという寄附願いが出た場合に、寄附願い書はどなたが、藤原さん直に書かれたんですか、その辺をちょっと。これもう最後です。藤原さんは書いておらないと、私はそう思うんですけれども、藤原さんから寄附願い書が直に出てきたんですか、その点だけ確認をしておきたい。あとはまた総務文教委員会等で、また必要であればやります。

○谷本 貢議長 町長、石田正弘君。

○石田町長 寄附願い書につきましては、私と藤原さんが連絡をとりまして、最終こういう金額で寄附させていただきますという連絡を受けて、その現金を担当課の方に出したという結果でございます。

○田代 堯議員 寄附願いはだれが書いたかということ。町に出てますよ。寄附願い状は町に出てるでしょ。それは藤原さんが書いて持ってこられたのかと。

○石田町長 いや、それは代筆させていただきました。

○田代 堯議員 代筆したんですか。はい、結構です。

○谷本 貢議長 いいですか。

他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております平成20年度岬町一般会計補正予算（第5次）の件については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託することに決しました。

○谷本 貢議長 日程3、議案第3号「平成20年度岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。住民部長、白井保二君。

○白井住民部長 日程3、議案第3号、平成20年度岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）の件につきましてご説明いたします。

今回の補正予算は、医療制度の見直しに伴います後期高齢者医療システムの改修経費及び保険料の政令軽減に係る保険基盤安定納付金等について補正を行うものでございます。

補正予算の内容についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ619万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,257万6,000円とするものであります。

それでは、歳入予算の概要についてご説明いたします。

予算書の2ページを、詳細につきましては5ページをあわせてご参照願います。

繰入金、一般会計繰入金といたしまして、269万3,000円を増額補正するものであります。内容といたしましては、大阪府高齢者医療制度特別対策補助金の決定に伴う事務費にかかる繰入金の減額を、並びに低所得者等に対する保険料の政令軽減の確定に伴う保険基盤安定に係る繰入金の増額が主な内容でございます。

次に、諸収入、雑入としまして、14万円を増額補正するものであります。内容といたしましては、大阪府高齢者医療制度特別対策補助金14万円を増額補正するものでありまして、医療制度の見直し内容の周知にかかる費用に充てる費用でございます。

次に、国庫支出金として、３３６万円を増額補正するものであります。内容といたしまして、高齢者医療制度の見直しに伴う後期高齢者医療システムの改修経費に充てるため、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金を補正するものであります。

続きまして、歳出予算の概要についてご説明いたします。

予算書は２ページを、詳細につきましては６ページをあわせてご参照願います。

総務費、総務管理費において、３３６万円を増額補正するものであります。内容といたしましては、高齢者医療制度の見直しに伴う後期高齢者医療システムの改修経費を増額するものであります。

次に、後期高齢者医療広域連合納付金において、２８３万３，０００円を増額補正するものであります。内容といたしましては、低所得者等に対する保険料の政令軽減額の確定に伴う基盤安定納付金を増額補正するものであります。

次に、予算書の３ページをごらんください。

繰越明許費の補正予算であります。内容といたしましては、歳出予算でご説明いたしました後期高齢者医療システム改修事業は、システムの改修内容を広域連合のシステムと合わす必要がございます、そのシステム調整に時間を要し、年度内に事業を終了することができないため、今般、繰越明許に係る補正予算の手続をお願いするものであります。

以上が平成２０年度岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１次）の概要でございます。本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と聞き及んでおります。よろしくお審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○谷本 貢議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております平成２０年度岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１次）の件については、会議規則第３９条第１項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって、本件については厚生委員会に付託することに決しました。

○谷本 貢議長 日程4、議案第4号「平成20年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第2次）の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。上下水道部長、末原光喜君。

○末原上下水道部長 日程4、議案第4号、平成20年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第2次）の件について説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、流域下水道事業に係る地方債及び流域下水道維持管理負担金の清算に伴う返還金等の確定、大阪府下水道技術センターの解散による残余財産返還金に伴う財源調整、並びに受益者負担金の一括納付報奨金の増額に伴うものでございます。

予算書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ33万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億724万円とするものです。

まず、歳入といたしましては、2ページをご参照願います。なお、詳細につきましては、5ページと6ページに記載されておりますので、あわせてご参照を願います。

繰入金、一般会計繰入金につきましては、本下水道事業特別会計の財源調整に伴うもので、604万1,000円を減額補正し、2億8,267万3,000円とするものです。

町債につきましては、流域下水道債の確定に伴うもので、20万円を増額補正し、5億5,415万4,000円とするものです。

諸収入、雑入につきましては、流域下水道に係る維持管理負担金等の清算に伴う返還金によるもので、600万9,000円を増額補正し、613万4,000円とするものです。

財産収入、財産売払収入につきましては、平成3年4月、大阪府及び府下市町村の出資により設立いたしました大阪府下水道技術センターが流域下水道の府下一元化に伴いまして、平成20年3月末をもって解散したことによる残余財産の処分に伴う返還金によるものです。16万6,000円を増額補正し、16万6,000円とするものです。

次に、歳出といたしましては、3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては、5ペ

ージと7ページに記載されておりますので、あわせてご参照願います。

総務費、下水道総務費につきましては、受益者負担金の一括納付が当初の想定以上となったことによるもので、一括納付に係る報奨金を33万4,000円増額補正し、8,724万4,000円とするものです。

次に、4ページをご参照願います。

地方債補正につきましては、流域下水道債の確定によるもので、限度額について補正前、2億4,550万円を補正後、2億4,570万円とするものです。なお、起債の方法、利率、資金区分及び償還の方法につきましては、ごらんのとおりとなっております。本件につきましては、事業委員会に付託されるものと聞き及んでおりますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○谷本 貢議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業委員会に付託の予定ではありますが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております平成20年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第2次)の件については、会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって、本件については事業委員会に付託することに決しました。

○谷本 貢議長 日程5、議案第5号「平成20年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3次)の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。福祉部長、芦田貴志雄君。

○芦田福祉部長 日程5、議案第5号、平成20年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3次）の件について、ご説明いたします。

議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,364万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億1,901万4,000円とするものでございます。

続きまして、歳入歳出予算の概要につきまして、ご説明いたします。

2ページをご参照願います。なお、詳細につきましては、4ページ、5ページに記載しておりますので、あわせてご参照ください。

歳入の補正予算としまして、国庫補助金として1,635万2,000円の増額補正であります。内訳としまして、二つありますけれども、まず介護保険事業に係る国庫補助金として270万4,000円の増額補正でございます。内容につきましては、介護保険制度の改正に伴い、システム改修費用の特定財源であります国庫補助金の額が確定したことに伴いまして歳入をするものでございます。

もう一つは、介護従事者処遇改善臨時特例交付金として、1,364万8,000円の増額補正でございます。内容につきましては、国において介護従事者の処遇改善を図り、これに伴う介護保険料の上昇を抑制するため、介護従事者処遇改善臨時特例交付金が創設されたことに伴い、平成20年度において当該交付金を歳入するものでございます。あわせて1,635万2,000円です。

次に、繰入金として一般会計繰入金の270万4,000円を減額補正するものです。内容につきましては、先ほど説明しました介護保険システム改修費用の国庫補助金が確定したことに伴い、充当財源の振りかえとして一般会計繰入金を減額するものであります。

続きまして、歳出の方の説明に入ります。

総務費、一般管理費では、予算額の増減ありませんけれども、予算書の3ページの歳出の欄にありますように、先ほどの国庫補助金の確定に伴い、国庫補助金と一般会計繰入金の充当財源の振りかえを行っているものであります。

次に、基金の積立金でありますけれども、介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金として、1,364万8,000円の増額補正であります。内容につきましては、先ほど歳入のところで説明しましたように、介護従事者の処遇改善のために行われる介護報酬改定に伴い、介護保険料の上昇を抑制するための交付金を歳入するわけですが、これを平成21年度から23年度の3カ年において、適正な管理運営を行うよう、介護従事者処遇改善臨時特例基金に積

み立てるものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○谷本 貢議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定ではありますが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております平成20年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3次)の件については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって、本件については厚生委員会に付託することに決しました。

○谷本 貢議長 日程6、議案第6号「平成20年度岬町住宅用地造成事業特別会計補正予算(第2次)の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 日程6、議案第6号、平成20年度岬町住宅用地造成事業特別会計補正予算(第2次)の件につきまして、概要を説明させていただきます。

補正予算の説明をさせていただく前に、地方自治体の財政破綻を未然に防止するための地方公共団体の財政の健全化に関する法律が、平成19年6月に公布されております。平成19年度決算における本会計の資金不足比率は100%となっており、健全化基準の20%を大きく上回っております。法律では健全化指標の公表は、平成19年度決算からとなっておりますが、

経営健全化計画の策定につきましては、平成20年度決算に基づく措置から適用されることになっており、今後、収支の改善とともに、資金不足額の解消が急務となっております。このような状況を念頭に置き、本会計の清算に向けて、引き続き宅地売却に鋭意努力を行ってまいりたいというところでございますが、今般これらの取り組みの一つといたしまして、平野地区の道路及び水路などの公共用地を一般会計に売却するものでございます。

それでは、補正予算の概要を説明させていただきます。

議案書の1ページをご参照願います。

収益的収入に営業収益として4,456万7,000円を、収益的支出に営業費用として3,837万9,000円をそれぞれ追加し、宅地造成事業収益の総額を1億3,731万円、宅地造成事業費用の総額を1億2,571万1,000円とするものでございます。収益的収入につきましては、平野地区宅地売却収益として一般会計に売却する道路・水路等売却収益4,456万7,000円を計上し、収益的支出におきましては、平野地区宅地売却原価として、道路・水路等売却原価3,837万9,000円を計上いたしております。

以上が補正予算の概要でございます。なお、本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○谷本 貢議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております平成20年度岬町住宅用地造成事業特別会計補正予算(第2次)の件については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって、本件については、総務文教委員会に付託することに決しました。

お諮りします。

暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。暫時休憩することに決定しました。

暫時休憩します。再開は11時10分です。

(午前11時02分 休憩)

(午前11時10分 再開)

○谷本 貢議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

○谷本 貢議長 お諮りいたします。

日程7、平成21年度当初予算に関する説明から、日程22、議案第21号、平成21年度岬町水道事業会計予算の件までの16件を一括議題にしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって、日程7から日程22、議案第21号までの16件を一括議題にすることに決定しました。

平成21年度当初予算に関する説明を求めます。総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 日程7、平成21年度当初予算に関する説明及び日程8、議案第7号、平成21年度岬町一般会計予算の件から日程22、議案第21号、平成21年度岬町水道事業会計予算の件まで、あわせて16件の提案の説明をさせていただきます。長時間になると思いますが、よろしくお願いいたします。

それではまず、「平成21年度岬町一般会計予算の件」について、ご説明いたします。

予算書2ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ62億8,200万円を計上いたしており、対前年度比0.6%の減となっております。なお、平成21年度予算では、政府資金の補償金免除繰上償還に係る借換債を平成20年度に引き続き計上するとともに、中学校整備事業に係る借換債の発行に伴い、歳入歳出にそれぞれ3億3,975万円を計上いたしておりますので、借換債を除く実質的な対前年度比は、5.5%の減となっております。

また、一般会計予算には、国と大阪府あわせて2億85万円の受託事業を計上いたしております

す。平成20年度には同じく3億1,686万1,000円を計上いたしておりましたので、さきの借換債とあわせて受託事業経費を除くと、財政規模は対前年度比3.9%の減となっております。

第2条は債務負担行為の定めでございます。事項、期間及び限度額は、予算書10ページ、「第2表 債務負担行為」に掲げております。債務負担行為設定事項は、アップル館運営事業ほか1事業となっております。

第3条の地方債につきましては、予算書11ページ「第3表 地方債」に掲げております。漁港整備事業ほか8事業について、各事業ごとに地方債の限度額、起債の方法等を定めております。

第4条の一時借入金につきましては、借入れの最高額を20億円と定めております

第5条につきましては、歳出予算の流用についての定めでございます。

続きまして、事項別明細書により、予算の概要を説明させていただきます。

予算書13ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては、16ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照願います。

款1、町税につきましては、23億6,064万6,000円を計上いたしております。景気の低迷や地価の下落に伴う固定資産税の評価替えの影響などにより、対前年度9,587万8,000円の減額となっております。

款2、地方譲与税から款9、地方特例交付金までの各種譲与税・交付金につきましては、3億3,044万1,000円を計上いたしております。平成20年度の収入見込み及び平成21年度の地方財政計画などを踏まえまして、対前年度4,422万6,000円の減額となっております。

款10、地方交付税につきましては、本町の税収等の状況及び地方財政計画などを踏まえ、対前年度4,500万円減額の15億6,000万円を計上いたしております。内訳といたしましては、普通地方交付税が13億4,000万円、特別地方交付税が2億2,000万円となっております。

款11、交通安全対策特別交付金につきましては、前年度と同額の400万円を計上いたしております。

款12、分担金及び負担金につきましては、学校給食保護者負担金の減少などにより、対前年度115万8,000円減額の1億1,662万6,000円を計上いたしております。

款13、使用料及び手数料につきましては、第二阪和国道改築工事に係る搬出土砂の仮置き場の使用に伴う町有地使用料の増加などにより、対前年度796万8,000円増額の8,376万4,000円を計上いたしております。

款14、国庫支出金につきましては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の減少などにより、対前年度2,542万1,000円減額の1億7,320万5,000円を計上いたしております。

款15、府支出金につきましては、国民健康保険基盤安定負担金の減少などにより、対前年度585万3,000円減額の3億3,751万4,000円を計上いたしております。

款16、財産収入につきましては、土地売払収入の減少などにより、対前年度2,254万3,000円減額の107万1,000円を計上いたしております。

款17、寄附金につきましては、岬ゆめ・みらい寄附金の増加などにより、対前年度40万円増額の50万円を計上いたしております。

款18、繰入金につきましては、対前年度37万3,000円減額の2億4,593万5,000円を計上いたしております。内容といたしましては、当初予算で必要な財源を確保するための財政調整基金繰入金2億4,000万円、桜の会・平成の通り抜け桜管理経費に充当するための多奈川地区多目的公園管理基金繰入金100万円のほか、深日墓地フェンス改修事業に充当するための深日財産区特別会計繰入金133万7,000円、介護保険特別会計繰出金（保険事業勘定）に充当するための介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）繰入金50万5,000円、淡輪小学校校庭遊具設置事業に充当するための淡輪財産区特別会計繰入金309万3,000円となっております。

款20、諸収入につきましては、関西国際空港二期事業に係る土砂採取跡地整備受託事業収入の減少などにより、対前年度1億7,047万8,000円減額の2億5,874万8,000円を計上いたしております。

款21、町債につきましては、8億955万円を計上いたしております。臨時財政対策債や借換債などの増加などによりまして、対前年度3億6,456万2,000円の増額となっております。なお、借換債を除く対前年度は5,410万円の増額となっております。

次に、歳出予算の概要を説明させていただきます。

予算書15ページをごらんください。なお、詳細につきましては、32ページ以降に記載されておりますので、あわせてご参照ください。

款1、議会費につきましては、対前年度31万3,000円減額の1億756万1,000円

を計上いたしております。

款2、総務費につきましては、集会所整備事業や選挙執行経費の増加などにより、対前年度7,685万9,000円増額の6億4,195万2,000円を計上いたしております。新規施策といたしましては、集会所整備事業のほか、現在の「第3次総合計画」は目標年次の平成22年度まであと2年となっており、本町の将来に向けて新しくスタートするために、「第4次総合計画」の策定に着手するための新総合計画等策定事業948万円を計上いたしております。

款3、民生費につきましては、国民健康保険特別会計繰出金及び老人保健特別会計繰出金の減少などにより、対前年度7,481万5,000円減額の16億6,789万9,000円を計上いたしております。

款4、衛生費につきましては、リサイクル施設整備事業の減少などにより、対前年度1億4,352万5,000円減額の6億2,911万3,000円を計上いたしております。母子保健事業のうち妊婦健診につきましては、妊婦の健康管理の充実や経済的負担の軽減を図るため、回数を平成20年度の3回から14回へと大幅に拡充するとともに、1人当たり助成額の引き上げを図ってまいるところでございます。

款6、農林水産業費につきましては、農山漁村活性化施設整備事業の減少などにより、対前年度4,691万8,000円減額の3,922万1,000円を計上いたしております。

款7、商工費につきましては、海釣り公園整備事業の減少などにより、対前年度4,233万4,000円減額の2,806万5,000円を計上いたしております。新規施策といたしましては、海釣り公園「とっとパーク小島」に併設され、今月末オープン予定の道の駅の管理経費を計上いたしております。

款8、土木費につきましては、大阪府受託事業の関西国際空港二期事業に係る土砂採取跡地整備事業の減少などにより、対前年度1億2,807万円減額の7億2,416万1,000円を計上いたしております。

款9、消防費につきましては、消防ポンプ自動車整備事業の減少などにより、対前年度2,093万3,000円減額の3億1,773万円を計上いたしております。

款10、教育費につきましては、国の受託事業の第二阪和国道文化財発掘調査事業の減少などにより、対前年度851万3,000円減額の5億1,608万5,000円を計上いたしております。新規施策といたしましては、学校・家庭・地域との連携を深め、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを行う学校支援地域本部事業のほか、学校施設の耐震化につきましては、平成20年度に実施いたしました各小学校の耐震診断の結果を踏まえ、平成21年度は普

通教室棟に係る耐震補強工事の実施設計に着手するものでございます。

款12、公債費につきましては、借換債の発行に伴う繰上償還などにより、対前年度3億4,968万4,000円増額の16億424万円を計上いたしております。なお、借換債を除く対前年度は、3,922万2,000円の増額となっております。

款13、諸支出金につきましては、基金積立金の増加により、対前年度87万8,000円増額の97万3,000円を計上いたしております。

款15、予備費につきましては、前年度と同額の500万円を計上いたしております。

以上が平成21年度岬町一般会計予算でございます。

次に、「平成21年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の件」につきましてご説明いたします。

予算書107ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ879万4,000円を計上いたしており、対前年度比18.6%の減となっております。なお、平成20年度予算では、政府資金の補償金免除繰上償還に係る借換債の発行に伴いまして、歳入歳出にそれぞれ78万6,000円を計上いたしておりましたので、借換債を除く実質的な対前年度比は、12.2%の減となっております。

事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。

予算書111ページをごらんください。歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては、113ページに記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、諸収入につきましては、貸付対象者からの貸付元利収入といたしまして、対前年度94万円減額の758万5,000円を計上いたしております。

款2、府支出金につきましては、住宅新築資金等貸付事業府補助金といたしまして、対前年度28万6,000円減額の120万9,000円を計上いたしております。

なお、町債につきましては、平成21年度は借換債の発行を予定していないことから、科目を廃止するものでございます。

次に、歳出予算の概要につきまして説明させていただきます。

予算書112ページをごらんください。なお、詳細につきましては、114ページに記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、住宅新築資金等貸付事業費につきましては、管理事務経費といたしまして、対前年度1万8,000円減額の3万5,000円を計上いたしております。

款2、公債費につきましては、地方債元利償還金といたしまして、対前年度174万7,000円減額の755万円を計上いたしております。なお、借換債を除く対前年度は、96万1,000円の減額となっております。

款3、前年度繰上充用金につきましては、平成20年度財源不足見込額といたしまして、対前年度24万7,000円減額の120万9,000円を計上いたしております。

以上が「平成21年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」でございます。

次に、「平成21年度岬町国民健康保険特別会計予算の件」につきまして、ご説明いたします。

予算書117ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ26億5,685万2,000円を計上いたしており、対前年度比6.1%の増となっております。

第2条の一時借入金につきましては、借入れの最高額を5億円と定めております。

第3条は、歳出予算の流用についての定めでございます。

続きまして、事項別明細書により、予算の概要を説明させていただきます。

予算書123ページをごらんください。歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては、125ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、国民健康保険料につきましては、対前年度8,451万円増額の6億1,970万円を計上いたしております。

款2、一部負担金につきましては、前年度と同額の2,000円を、款3、使用料及び手数料につきましても、前年度と同額の1,000円を計上いたしております。

款4、国庫支出金につきましては、対前年度1億1,903万6,000円増額の6億1,855万5,000円を計上いたしております。

款5、療養給付費交付金につきましては、対前年度1億4,944万5,000円減額の9,298万4,000円を計上いたしております。

款6、前期高齢者交付金につきましては、対前年度1,438万1,000円増額の7億860万9,000円を計上いたしております。

款7、府支出金につきましては、対前年度2,618万円増額の1億958万7,000円を計上いたしております。

款8、共同事業交付金につきましては、対前年度8,154万4,000円増額の3億1,281万3,000円を計上いたしております。

款9、財産収入につきましては、前年度と同額の8万7,000円を計上いたしております。

款10、繰入金につきましては、対前年度2,383万8,000円減額の1億9,370万2,000円を計上いたしております。内訳といたしましては、一般会計繰入金1億4,764万7,000円、財政基盤安定基金繰入金4,605万5,000円となっております。

款11、繰越金につきましては、前年度と同額の1,000円を計上いたしております。

款12、諸収入につきましては、対前年度13万4,000円減額の81万1,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきまして説明させていただきます。

予算書124ページをごらんください。なお、詳細につきましては、130ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、総務費につきましては、対前年度178万1,000円減額の4,852万1,000円を計上いたしております。

款2、保険給付費につきましては、対前年度7,855万4,000円増額の18億810万7,000円を計上いたしております。

款3、後期高齢者支援金等につきましては、対前年度2,648万3,000円増額の2億6,325万9,000円を計上いたしております。

款4、前期高齢者納付金等につきましては、対前年度26万2,000円増額の84万2,000円を計上いたしております。

款5、老人保健拠出金につきましては、対前年度3,592万1,000円減額の3,647万8,000円を計上いたしております。

款6、介護納付金につきましては、対前年度651万2,000円減額の9,749万1,000円を計上いたしております。

款7、共同事業拠出金につきましては、対前年度8,785万2,000円増額の3億4,067万5,000円を計上いたしております。

款8、保険事業費につきましては、対前年度329万7,000円増額の2,735万円を計上いたしております。主な事業といたしましては、平成20年度から実施している特定検診・特定保健指導のほか、がん検診等受診者のうち国保被保険者に係る事業費の支援など、医療費の適正化を図る事業を引き続き実施するものでございます。

款9、基金積立金につきましては、前年度と同額の8万7,000円を、款10、公債費につきましては、対前年度と同額の304万2,000円を、款11、諸支出金につきましては、前年度と同額の100万円を、款12、予備費につきましても、前年度と同額の3,000万

円をそれぞれ計上いたしております。

以上が「平成21年度岬町国民健康保険特別会計予算」でございます。

次に、「平成21年度岬町老人保健特別会計予算の件」につきまして、ご説明いたします。

予算書147ページをご覧ください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ2,359万7,000円を計上いたしており、対前年度比93.6%の大幅な減となっております。現行の老人保健制度は、平成20年度から後期高齢者医療制度に移行されており、医療費の経理は大阪府後期高齢者医療広域連合が行うこととなっております。しかし医療費の請求及び支払につきましては、制度上、平成21年度においても一部発生することから、本会計において所要の経費を計上するものでございます。

事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。

予算書の151ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては、153ページに記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、支払基金交付金につきましては、対前年度1億8,461万2,000円減額の1,178万円を計上いたしております。

款2、国庫支出金につきましては、対前年度1億703万1,000円減額の782万8,000円を計上いたしております。

款3、府支出金につきましては、対前年度2,675万7,000円減額の195万7,000円を計上いたしております。

款4、繰入金につきましては、一般会計繰入金といたしまして、対前年度2,691万5,000円減額の203万2,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきまして説明させていただきます。

予算書152ページをごらんください。なお、詳細につきましては、154ページに記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、医療諸費につきましては、対前年度3億4,531万5,000円減額の2,359万7,000円を計上いたしております。

以上が「平成21年度岬町老人保健特別会計予算」でございます。

次に、「平成21年度岬町後期高齢者医療特別会計予算の件」につきまして、ご説明いたします。

本会計は、原則75歳以上の高齢者を対象とした医療制度の創設に伴いまして、平成20年度

に特別会計を設置されたものでございます。

予算書156ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ2億2,647万6,000円を計上いたしており、対前年度増減率は0%となっております。

事項別明細書により、予算の概要を説明させていただきます。

予算書の160ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては、162ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、後期高齢者医療保険料といたしまして、対前年度484万円減額の1億8,223万2,000円を計上いたしております。

款2、使用料及び手数料につきましては、前年度と同額の1,000円を計上いたしております。

款4、繰入金につきましては、一般会計繰入金といたしまして、対前年度493万3,000円増額の4,424万1,000円を計上いたしております。

款6、諸収入につきましては、前年度と同額の2,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきまして説明させていただきます。

予算書161ページをごらんください。なお、詳細につきましては、164ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、総務費につきましては、対前年度66万1,000円増額の592万円を計上いたしております。

款2、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、対前年度66万8,000円減額の2億2,035万6,000円を計上いたしております。

款4、予備費につきましては、前年度と同額の10万円を計上いたしております。

以上が「平成21年度岬町後期高齢者医療特別会計予算」でございます。

次に、「平成21年度岬町下水道事業特別会計予算の件」につきましてご説明いたします。

予算書167ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ7億7,884万1,000円を計上いたしており、対前年度比1.3%の減となっております。なお、平成21年度予算では、政府資金の補償金免除繰上償還に係る借換債を昨年度に引き続き計上しており、借換債として歳入歳出にそれぞれ1億4,940万円を計上いたしておりますので、借換債を除く実質的な対前年度比は、

10. 6%の減となっております。

第2条の地方債につきましては、予算書170ページ「第2表 地方債」に掲げております。

下水道事業及び下水道事業借換債について、地方債の限度額、起債の方法等を定めております。

第3条の一時借入金につきましては、借入れの最高額を5億円と定めております。

第4条は、歳出予算の流用についての定めでございます。

続きまして、事項別明細により予算の概要を説明させていただきます。

予算書の172ページをご覧ください。歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては、174ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、繰入金につきましては、一般会計繰入金といたしまして、対前年度258万6,000円減額の3億976万8,000円を計上いたしております。

款2、町債につきましては、対前年度845万4,000円減額の3億1,900万円を計上いたしております。なお、借換債を除く対前年度は、7,320万円の減額となっております。

款3、国庫支出金につきましては、対前年度1,100万円減額の2,500万円を計上いたしております。

款4、諸収入につきましては、対前年度8万7,000円減額の67万8,000円を計上いたしております。

款5、使用料及び手数料につきましては、下水道使用料などとしまして、対前年度1,699万円増額の1億1,375万6,000円を計上いたしております。

款6、分担金及び負担金につきましては、受益者負担金としまして、対前年度481万9,000円減額の1,063万9,000円を計上いたしております。

なお、財産収入につきましては、平成20年度をもって下水道基金残高の全額を本会計に繰入れを行うことから、基金預金利子に係る科目を廃止するものでございます。

次に、歳出予算の概要につきまして説明させていただきます。

予算書173ページをごらんください。なお、詳細につきましては、177ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、総務費につきましては、対前年度1,475万増額の1億816万6,000円を計上いたしております。

款2、事業費につきましては、対前年度8,667万8,000円減額の1億4,952万5,000円を計上いたしております。内訳としましては、流域下水道事業費357万円、公共下水道事業費1億4,595万5,000円となっております。

款3、公債費につきましては、対前年度6,196万5,000円増額の5億2,115万円を計上いたしております。なお、借換債を除く対前年度は、278万1,000円の減額となっております。

以上が「平成21年度岬町下水道事業特別会計予算」でございます。

次に、「平成21年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算の件」につきましてご説明いたします。

予算書191ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ1,286万4,000円を計上いたしており、対前年度比92.4%と大幅に減少いたしております。これは整備事業が平成20年度をもって終了したことに伴うものでございます。施設の供用開始に伴いまして、今後は維持管理に係る経費を計上するものとなっております。

続きまして、事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。

予算書の195ページをごらんください。歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては、197ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、繰入金につきましては、一般会計繰入金といたしまして、対前年度784万7,000円減額の974万4,000円を計上いたしております。

款2、使用料及び手数料につきましては、対前年度87万9,000円増額の127万円を計上いたしております。

款3、分担金及び負担金につきましては、対前年度470万2,000円減額の185万円を計上いたしております。

なお、府支出金及び町債につきましては、整備事業の終了に伴いまして、いずれも科目を廃止するものでございます。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明させていただきます。

予算書196ページをごらんください。なお、詳細につきましては、199ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、総務費につきましては、維持管理経費といたしまして、対前年度291万8,000円増額の852万1,000円を計上いたしております。

款2、公債費につきましては、地方債利子償還金として、対前年度87万3,000円減額の434万3,000円を計上いたしております。

なお、事業費につきましては、整備事業の終了に伴いまして、科目を廃止するものでござい

す。

以上が「平成21年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算」でございます。

次に、「平成21年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算の件」につきまして、ご説明いたします。

予算書の211ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ16億3,431万9,000円を計上いたしており、対前年度比5.4%の増となっております。

第2条の一時借入金につきましては、借入れの最高額を2億円と定めております。

第3条は、歳出予算の流用についての定めでございます。

続きまして、事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。

予算書217ページをごらんください。歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては、219ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、保険料につきましては、第1号被保険者保険料といたしまして、対前年度1,392万5,000円増額の3億1,153万1,000円を計上いたしております。

款3、使用料及び手数料につきましては、督促手数料といたしまして、対前年度2万5,000円減額の3万2,000円を計上いたしております。

款4、国庫支出金につきましては、対前年度2,179万6,000円増額の3億6,516万3,000円を計上いたしております。

款5、支払基金交付金につきましては、対前年度1,661万2,000円増額の4億6,344万4,000円を計上いたしております。

款6、府支出金につきましては、対前年度1,515万3,000円増額の2億3,116万6,000円を計上いたしております。

款8、財産収入につきましては、基金預金利子といたしまして、前年度と同額の1,000円を計上いたしております。

款10、繰入金につきましては、対前年度1,663万円増額の2億6,223万6,000円を計上いたしております。内訳といたしましては、一般会計繰入金といたしまして2億5,705万7,000円を計上するとともに、介護従事者処遇改善臨時特例基金として平成20年度に積み立てた総額1,364万8,000円のうち、平成21年度は517万9,000円を基金から繰入れをするものでございます。

款11、繰越金につきましては、前年度繰越金として前年度と同額の10万円を計上いたして

おります。

款12、諸収入につきましては、対前年度15万3,000円増額の64万6,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要を説明させていただきます。

予算書の218ページをごらんください。なお、詳細につきましては、223ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、総務費につきましては、対前年度33万4,000円減額の6,067万7,000円を計上いたしております。

款2、保険給付費につきましては、介護従事者処遇改善臨時特例基金の充実に伴いまして、対前年度1億1,021万5,000円増額の15億4,191万1,000円を計上いたしております。

款4、地域支援事業費につきましては、対前年度269万6,000円減額の2,913万1,000円を計上いたしております。

款6、公債費につきましては、対前年度2,140万円減額の50万円を計上いたしております。

款7、諸支出金につきましては、介護保険料償還金といたしまして、前年度と同額の10万円を、款8、予備費につきましても、前年度と同額の200万円を計上いたしております。

なお、財政安定化基金拠出金につきましては、科目を廃止しております。

以上が「平成21年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算」でございます。

次に、「平成21年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算の件」につきましてご説明いたします。

予算書242ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ1,247万3,000円を計上いたしており、対前年度比9.6%の減となっております。

事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。

予算書の246ページをごらんください。歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては、248ページに記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、サービス収入につきましては、国保連合会から支払われる介護報酬などとしまして、対前年度16万5,000円増額の1,230万円を計上いたしております。

款2、繰越金につきましては、前年度繰越金といたしまして、対前年度149万3,000円

減額の17万3,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要を説明させていただきます。

予算書の247ページをごらんください。詳細につきましては、249ページに記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、事業費につきましては、居宅予防サービス等事業費として、対前年度132万8,000円減額の1,247万3,000円を計上いたしております。

以上が「平成21年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算」でございます。

次に、「平成21年度岬町淡輪財産区特別会計予算の件」につきましてご説明いたします。

予算書251ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ1,288万2,000円を計上いたしており、対前年度比12.9%の増となっております。事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。

予算書の255ページをごらんください。歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては、257ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、財産収入につきましては、土地貸付収入などいたしまして、対前年度22万3,000円減額の295万3,000円を計上いたしております。

款2、繰越金につきましては、対前年度15万4,000円減額の682万4,000円を計上いたしております。

款3、諸収入につきましては、預金利子といたしまして、対前年度1万1,000円増額の1万2,000円を計上いたしております。

款4、繰入金につきましては、淡輪地区財産区基金繰入金といたしまして、対前年度183万9,000円増額の309万3,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきまして説明させていただきます。

予算書256ページをごらんください。なお、詳細につきましては、259ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、財産費につきましては、財産区管理会費及び維持管理費といたしまして、対前年度34万2,000円減額の798万4,000円を計上いたしております。

款2、諸支出金につきましては、淡輪地区財産区基金積立金及び淡輪小学校校庭遊具設置事業に係る一般会計繰出金といたしまして、対前年度181万5,000円増額の339万8,000円を計上いたしております。

款3、予備費につきましては、前年度と同額の150万円を計上いたしております。

以上が「平成21年度岬町淡輪財産区特別会計予算」でございます。

次に、「平成21年度岬町深日財産区特別会計予算の件」につきましてご説明いたします。

予算書の263ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ2,410万9,000円を計上いたしており、対前年度比6.1%の減となっております。

事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。

予算書の267ページをごらんください。歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては、269ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、財産収入につきましては、土地貸付収入などいたしまして、対前年度59万3,000円減額の2,272万6,000円を計上いたしております。

款2、繰越金につきましては前年度と同額の1,000円を計上いたしております。

款3、諸収入につきましては、預金利子及び雑入といたしまして、対前年度4万3,000円増額の4万5,000円を計上いたしております。

款4、繰入金につきましては、深日地区財産区基金繰入金といたしまして、対前年度102万円減額の133万7,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきまして、ご説明させていただきます。

予算書268ページをごらんください。

なお、詳細につきましては、271ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、財産費につきましては、財産区管理会費及び維持管理費といたしまして、対前年度43万4,000円増額の646万4,000円を計上いたしております。

款2、諸支出金につきましては、深日地区財産区基金積立金及び深日墓地フェンス改修事業に係る一般会計繰出金といたしまして、対前年度200万4,000円減額の1,614万5,000円を計上いたしております。

款3、予備費につきましては、前年度と同額の150万円を計上いたしております。

以上が「平成21年度岬町深日財産区特別会計予算」でございます。

次に、「平成21年度岬町多奈川財産区特別会計予算の件」につきましてご説明いたします。

予算書の275ページをごらんください。

第1条の予算総額といたしまして、歳入歳出それぞれ1,409万2,000円を計上いたし

ております。対前年度比0.6%の減となっております。

事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。

予算書の279ページをごらんください。歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては、281ページに記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、財産収入につきましては、多奈川地区財産区基金預金利子及び土地貸付収入といたしまして、対前年度32万8,000円減額の205万4,000円を計上いたしております。

款2、諸収入につきましては、預金利子及び雑入といたしまして、対前年度2,000円増額の4,000円を計上いたしております。

款3、繰入金につきましては、多奈川地区財産区基金繰入金といたしまして、対前年度24万3,000円増額の1,203万4,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明させていただきます。

予算書280ページをごらんください。なお、詳細につきましては、282ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、財産費につきましては、財産区管理会費及び維持管理費といたしまして、対前年度150万円増額の1,056万2,000円を計上いたしております。

款2、諸支出金につきましては、多奈川地区財産区基金積立金といたしまして、対前年度158万3,000円増額の203万円を計上いたしております。

款3、予備費につきましては、前年度と同額の150万円を計上いたしております。

以上が「平成21年度岬町多奈川財産区特別会計予算」でございます。

次に、「平成21年度岬町谷川財産区特別会計予算の件」につきましてご説明いたします。

予算書の286ページをご参照ください。

第1条の予算総額といたしましては、歳入歳出それぞれ151万1,000円を計上いたしており、対前年度比1.9%の減となっております。

事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。

予算書の290ページをごらんください。歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては、292ページに記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、繰越金につきましては、前年度繰越金といたしまして、対前年度3万円減額の150万9,000円を計上いたしております。

款2、諸収入につきましては、預金利子及び雑入といたしまして、前年度と同額の2,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要について説明させていただきます。

予算書291ページをごらんください。なお、詳細につきましては、293ページに記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、財産費につきましては、財産区管理会費及び維持管理費といたしまして、対前年度3万円減額の101万1,000円を計上いたしております。

款2、予備費につきましては、前年度と同額の50万円を計上いたしております。

以上が、「平成21年度岬町谷川財産区特別会計予算」でございます。

次に、「平成21年度岬町住宅用地造成事業特別会計の件」につきましてご説明いたします。

予算書295ページをご参照ください。

第2条の平成21年度の事業の予定量につきましては、多奈川平野地区における住宅用地2,807.02平方メートルの売却を予定しております。

第3条の収益的収入及び支出の予定額につきましては、収益的収入として4,907万円を計上いたしております。内容といたしましては、営業収益（宅地売却収益）として4,906万9,000円、営業外収益（受取利息）として1,000円となっております。

また、収益的支出につきましては、7,000万9,000円を計上いたしております。内容といたしましては、営業費用（宅地売却原価及び一般管理費）として6,997万9,000円、営業外費用（支払利息）でございますが、3万円を計上いたしております。

第4条は一時借入金の限度額を5,000万円と定めております。

地方自治体の財政破綻を未然に防止する「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行に伴いまして、「経営健全化計画」の策定が平成20年度決算に基づく措置から適用されることから、こうした状況を念頭に置きまして、本会計の精算に向けて今後とも土地の整理等に鋭意努力し、完成宅地の売却を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上が「平成21年度岬町住宅用地造成事業特別会計予算」でございます。

最後に、「平成21年度岬町水道事業会計予算の件」につきましてご説明いたします。

予算書の305ページをご参照願います。

第2条の平成21年度の業務の予定量につきましては、給水戸数8,400戸、年間総給水量213万4,000立方メートル、一日平均給水量5,847立方メートルを予定しております。

第3条の収益的収入及び支出の予定額につきましては、事業収益5億9,812万4,000円、事業費6億7,119万3,000円を計上いたしております。

予算書306ページをご参照願います。

第4条の資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的収入1億3,562万5,000円、資本的支出3億2,055万6,000円を計上いたしております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する1億8,493万1,000円につきましては、過年分損益勘定留保資金で補てんするものでございます。

また、平成21年度予算では、政府資金の補償金免除繰上償還に係る借換債を昨年度に引き続き計上しております。借換債の発行に伴い、資本的収入及び資本的支出にそれぞれ7,590万円を計上しております。

第5条は、企業債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。予算書の307ページをご参照願います。

第6条では、一時借入金の限度額を3億円と定めております。

第7条では、予定支出の各項の経費の金額を流用する項目を設定しております。

第8条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、第9条では、たな卸資産の購入限度額を、第10条では、配水管整備事業の施工により、取得する資産及び用地売払いにより処分する資産の予定額をそれぞれ定めております。

以上、平成21年度一般会計予算のほか14会計予算の概要につきましてご説明させていただきました。

本件につきましては、後日、予定されております各常任委員会に付託されるものと存じます。

ご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○谷本 貢議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、それぞれ総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定ですが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。田代 堯君。

○田代 堯議員 大変長時間にわたって、総務部長の説明があったわけですが、昨日の一般質問の中でも少しふれたんですけども、町長の方の明確な答弁がうまくかみ合わなかったので、再度、質問させていただきます。

今回の予算は総額的に、この当初予算の概要という、手元にあるわけなんですけど、一般会計、特別会計を含めていきますと、歳入の面においてはマイナス2.6%、一般会計においては0.

6%ということで、非常に厳しい数字が出ております。それに伴って、予算、性質別でいきますと5.5%、先ほど部長の方で説明あったんですけども、5.5%という数字が増減率で出ているんですけども、この中でいきますと、基金を取り崩しての調整基金で2億4,000万円、基金を取り崩し、さらに事業の縮小という形で組み込まれておるわけなんですけども、昨年と同様にやりくりの難しさの中で予算化されておるわけなんですけども、そこで町税が9,000万円落ち込んでおるという中で、この点にちょっと的をしばってお聞きしたいんですけども、さらに土地の下落、または今の世界的金融不安、世界経済不安がのしかかってきて、まだまだ町税は落ち込むんじゃないかなというふうに思うわけなんですけども、しかし、その中で、ちょうど平成19年に超過課税をされておりますね。そのとき町長は議員の発言に対してですけども、「おおむね」という言葉の中で、当時、議論をされておりますけども、19、20、21、3年間は一応おおむねとするけども、3年間だということを明言しておられますけども、この厳しい、いわば町税の中で、その約束は必ずこれは守る必要があると思うんですよ。3年したら一応、超過課税をもとへ戻すのか、それとも戻さないで、このまま町民に負担を押しつけたままいくのかどうか。その辺を非常に厳しい予算の中で、私もこれを町長に答弁を求めるのは非常に苦しいんですけども、しかし、その辺ははっきりとした上で、来年度に町長が申し上げます、昨日の説明の中でもありましたけども、21年度はまさに岬町の将来に向けた新しいスタートになる重要な年度であるので、財政再生団体の転落を回避すべく、町の将来の発展に向けた道筋をつけると、このように昨日、町長の方針を立てておられます。その中で、どのような政策を、今言ったような超過課税の3年の区切り、さらに税収の落ち込み、そういった中で、どうやって今後、歳入を確保されるのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

○谷本 貢議長 町長、石田正弘君。

○石田町長 昨日もお答えさせていただいたのんですけども、21年度までの3年間、その後どうするか、これにつきましては、22年度以降の新たな、22年度までの今の第3次の総合計画があるんですけども、これを21年度中に機構改革して、新たなスタートを切るための準備を進めてまいります。その過程におきまして、十二分にこれからこの町をどう持っていくかということについて、十分精査した中で判断していきたいと思っておりますし、もし、この判断が、また今、議員がご指摘のように超過課税のさらなる延長とかいう事態が生じた場合には、これは住民の皆様をはじめ、もちろん住民代表の議会の皆さんにも十二分の説明をさせていただき、ご理解を賜らないかん場合があるかもしれませんし、その場合にはきっちりとまたご説明の機会があろうかと思っております。

以上でございます。

○谷本 貢議長 田代 堯君。

○田代 堯議員 超過課税がさらに延長ということはおかしい。町長それは、ちょっと的確な答弁ではないと思います。3年で超過課税は一応やめると、もとへ戻すという私は理解をしてるんですけど、その辺を町長はどのように考えているかということをお聞きしてるわけで、それを、じゃあ続けるなら続けると。今の町税の落ち込みではどうしようもないから、超過課税をこのまま続けるなら続けるということをはっきりと言ってもらわないと、それが延長になるかどうかかわらんという、そのときに考えるでは、私は曖昧じゃないかなと、このように思うんですけども、その辺をもう一度ご答弁願いたいのと、それから、起債の発行率が非常に高くなってきている。これは退職債とかいろんなものを含めた中で、非常に借金をしながらやっていく。片方では、借金してたものがどんどん減ってきて、10何億円あったものが9億何ばまで減っているわけですから、片方では減らしながら、片方では借りながらいくのは、これいいんですが、今は借りの方が多くなってきているような感じが、この資料から見るとかがわれるんですけども、その辺を考えると、歳入の確保というのは非常に大事なかと、このように思うんですが。私の不勉強かも知れませんが、超過課税をある程度もとへ戻したとしても、国の交付税、そういったもので算入していただいて、それを穴埋めする方法も、それは全額とは言いませんよ、しながらでも、やはり住民にそういった約束したなら、その負担をやっぱり軽減させる。そして新たなまた違う形での負担を設ける。例えば来年ごみの有料化を図るということなら理解は得てもらえると思うけども、超過課税は3年としたけども、まだそれは続ける、ごみの有料化をやると、そういったね、その場その場の政策は、私は住民に理解得られないと。私、議会の一人としても、当然それを賛成することはできないと思うんですけども、もう一度、町長のおっしゃっている、その3年と決めたこれをどうするのか、はっきり明言していただきたいと、このように思います。

○谷本 貢議長 町長、石田正弘君。

○石田町長 まず2点目の方から、起債の方でございますが、これは私が就任したとき、すべての企業債も含めてでトータル約2億円弱の起債総額があったものが、約20億円の総金額で減っておるという形では、総金額からすると徐々に順調に減っているという認識を持っております。

それから、超過課税の問題でございますが、これはその判断をすべきときが来れば、しかるべき判断をすると申しておりますので、その辺は十分精査した中で判断する機会、議会の皆様にも十分なお説明を申し上げたいと思っております。

○谷本 貢議長 田代 堯君。

○田代 堯議員 超過課税については、その時点で、今年いっぱいあるわけですから、今年度中に町長もしっかりとその辺は見極めていただいて、約束したことは約束で守っていただきたい。そして新たな問題として取り組む場合には、新たな負担を住民にかけるときは、その理解を得ると。このことを私は申し上げておきます。この新年度内まだありますから、それまでに十分この3年間の超過課税については検討していただきたい。このことを申し添えておきます。

以上です。

○谷本 貢議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 事業委員でないので、1点だけ。

この水道の件ですけど、水すいセンターの、これまだちょっと聞くの早いかわかりませんが、昨年の11月、12月、1月、2月で4カ月ですけど、未納というんですか、滞納、これについて、ちょっと成果が上がっているのかどうか、その点、1点だけ伺いたします。

○谷本 貢議長 上下水道部長、末原光喜君。

○末原上下水道部長 和田議員の水すいセンターの成果について、どのような形であるか、ご答弁させていただきます。

昨年の11月から水すいセンターということで、民間の英知を絞って未収金対策に取り組んでおりますが、その成果といいますのは、当初、事業委員会の方でも説明させていただいたんですが、一律にすぐ給水停止というわけにはいきません。当然、督促状を送って、催告も加えて、約3カ月ぐらいで1件を停めるための手続としてかかっております。それで、この2月に全地区を7カ所に分けたうちの一部が給水停止に入りました。その結果、5件を給水停止ということで出したわけなんですけども、その辺、すぐに2件については料金を払っていただいて解決済み。それで残り3件については、まだ現在、給水停止をしたままとなっております。といいますのは、ちょっと空き家のような状態もございましたので、その辺はまた別途精査して行きたいと思います。それで順に3月、4月、5月と。最終的に7月には全地域を回る予定をしております。したがって、この3月末までの成果ということで、どのような形になるかという見込みといいますと、これは十分な成果が出るという確約はできないんですが、目標として掲げてますのは、前年度は2,900万円余りの未収金、単年度で生じたわけなんですけど、これを約1,000万円ぐらいに圧縮していきたい。当然その金額については、給水停止に至るまでに分納誓約という方法をとっております。分納誓約といいますのは、今までたまった未収金を一括で払うことが困難な方については、おおむね1年以内に過去の分を清算していただく

ということを考えております。したがって、その件も踏まえて、料金滞納によって急に増えた未収金の量を圧縮していきたいと考えております。それで、まず1年は成果として公表するまでにはいろいろ時間がかかると思うんですが、その辺ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○谷本 貢議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 ないようですので、これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第7号、平成21年度岬町一般会計予算の件から議案第21号、平成21年度岬町水道事業会計予算の件までの15件を会議規則第39条第1項の規定により、それぞれ総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって、本件については、それぞれ総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託することに決しました。

お諮りいたします。

暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。暫時休憩することに決定しました。

暫時休憩します。再開は1時30分から再開します。

(午後12時27分 休憩)

(午後 1時30分 再開)

○谷本 貢議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

○谷本 貢議長 日程23、議案第22号「阪南市泉南市岬町障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部を変更する協議の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。福祉部長、芦田貴志雄君。

○芦田福祉部長 日程23、議案第22号、阪南市泉南市岬町障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部を変更する協議の件について説明させていただきます。

本件につきましては、同規約を変更することについて、地方自治法第252条の7第2項の規定により、阪南市及び泉南市と協議をするにつき、同法同条第3項において準用する同法第252条の2第3項本文の規定により、議会の議決を求めるものであります。

提案理由としましては、同審査会の執務場所を平成21年度から、これまでの旧尾崎保健所、現在は阪南市の阪南市立保健センター分室と名づけられていますけれども、その旧尾崎保健所から阪南岬消防組合、消防本部の裏手にあります阪南市立保健センターに移転することについて、関係市であります阪南市、泉南市と協議するために議会の議決を求めるものです。

裏面をお開きください。あわせて別紙の新旧対照表をご参照ください。

阪南市泉南市岬町障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約（案）

阪南市泉南市岬町障害程度区分認定審査会共同設置規約の第3条の執務場所の項中「大阪府阪南市尾崎町一丁目10番7号阪南市立保健センター分室内」を「大阪府阪南市黒田263番地の1阪南市立保健センター内」に改めるものです。

附則としまして、施行日を平成21年4月1日と定めています。

移転の理由としましては、直接的には現在、審査会を行っています保健センター分室、旧尾崎保健所の1階を阪南市さんが、地域の住民活動のスペースとして解放したいということによるものです。この分室の中の2階には使用可能なスペースがありますけれども、エレベーターがありません。さらにこの分室には、もともと駐車場スペースが少なく、委員の方々には不便があったというものであります。移転先の保健センターではエレベーターがついていること、また駐車スペースが十分確保できるというメリットがあります。さらに現在、この分室の執務場所の部屋に対しては、使用料を支払っていますけれども、移転先の保健センターでは使用料を無償とするということになり、負担金の軽減も図られる等総合的に考慮して、阪南市立保健センターの方に移転することにしましたものです。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○谷本 貢議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第22号、阪南市泉南市岬町障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部を変更する協議の件を起立により採決します。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○谷本 貢議長 満場一致であります。よって、議案第22号は可決されました。

お諮りいたします。日程24、議案第23号「新たに生じた土地の確認の件」及び日程25、議案第24号「町の区域の変更の件」の2件を一括議題にしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって、日程24、議案第23号及び日程25、議案第24号の2件を一括議題にすることに決定しました。

本2件について、提案理由の説明を求めます。事業部長、松永英三君。

○松永事業部長 日程24、議案第23号、新たに生じた土地の確認の件についてご説明いたします。

提案理由といたしまして、小島漁港改修事業に係る公有水面埋立てに関する工事の竣工認可の通知がありましたので、地方自治法第9条の5第1項の規定により、この土地を確認するため、議会の議決を求めるものでございます。場所につきましては、大阪府泉南郡岬町多奈川小島730番から740番に至る地先公有水面でございます。議案書では裏面に場所を記載させていただいております。位置につきましては裏面の地図でございまして、面積につきましては3,045.01平方メートルでございます。

続きまして、日程25、議案第24号、町の区域の変更の件についてご説明いたします。

提案理由といたしまして、大阪府の公有水面埋立てにより、岬町多奈川小島730番から740番に至る地先に、新たに生じた土地を岬町多奈川小島区域に編入するため、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。場所については、先ほどと同じ位置でございます。面積につきましても、3,045.01平方メートルということでございます。

本2件につきましては、事業委員会に付託の予定と聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○谷本 貢議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業委員会に付託の予定ですが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。田代 堯君。

○田代 堯議員 ちょっと確認なんですけども、この部分、新たに生じた土地の部分については、平地なのか、それとも岸壁に入るのか、その点ちょっともう一度お願いします。

○谷本 貢議長 事業部長、松永英三君。

○松永事業部長 この部分につきましては、堤防の防波堤が上がってるコンクリートの部分でございます。

○田代 堯議員 了解。

○谷本 貢議長 他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○谷本 貢議長 これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております日程２４、議案第２３号、新たに生じた土地の確認の件及び日程２５、議案第２４号、町の区域の変更の件までの２件を会議規則第３９条第１項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。

よって、本２件については、事業委員会に付託することに決しました。

○谷本 貢議長 日程２６、議案第２５号「工事請負契約中変更の件（多奈川東畑地区多目的公園整備工事（その１））」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。 総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 日程２６、議案第２５号、工事請負契約中変更の件（多奈川東畑地区多目的公園整備工事（その１））について、ご説明いたします。

提案理由といたしましては、本工事は現在、施工中ですが、工事内容の一部変更により、契約金額の変更が生じたため、地方自治法第９６条第１項第５号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本工事につきましては、平成20年9月25日、議決に係る多奈川東畑地区多目的公園整備工事（その1）の請負契約の一部を変更する契約を締結するものでございます。契約金額、変更前5,145万円のうち消費税及び地方消費税245万円を変更後5,293万1,550円うち消費税及び地方消費税252万550円に変更するものでございます。契約の相手方は大阪府泉南郡岬町多奈川谷川2326番地の12、芳山建設株式会社、代表取締役芳山龍二でございます。

工事内容及び場所につきましては、本日、配付をさせていただいております別紙資料番号1をあわせてご参照ください。

主な変更内容としましては、土質が路肩コンクリートの面積を変更するものでございます。また、工事発注後、現場掘削の結果、当初想定したものよりかたかったため、取壊工を追加するものでございます。変更の内容といたしましては、路肩コンクリート工について面積を変更前1,838.1平方メートルを変更後2,160.1平方メートルに、また、取壊工の追加としては、1,593立方メートルでございます。

以上、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○谷本 貢議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。中原 晶君。

○中原 晶議員 本件につきましては委員会付託がありませんので、この場でお聞きしておきたいことがあります。

本件では、工期が今月の31日までということで入札もしていたと思いますけれども、この工事内容の変更に伴って工期の変更等があるのかどうか、確認しておきたいと思います。

○谷本 貢議長 総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 工事期間につきましては変更ございません。3月31日までということになっております。

以上です。

○谷本 貢議長 他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○谷本 貢議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第25号、工事請負契約中変更の件（多奈川東畑地区多目的公園整備工事（その1））を起立により採決します。

本件は議案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○谷本 貢議長 起立多数であります。よって議案第25号は可決されました。

○谷本 貢議長 日程27、議案第26号「岬町職員の厚生制度に関する条例を制定する件」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。企画部長、笠間光弘君。

○笠間企画部長 日程27、議案第26号、岬町職員の厚生制度に関する条例を制定する件につきまして、ご説明させていただきます。

提案理由といたしましては、地方公務員法第42条に規定する職員の厚生制度の実施のため、本条例を制定するものでございます。

裏面をごらんください。

社団法人大阪府市町村職員互助会が解散するため、町が職員の厚生制度を実施するために規定するものでございます。

主な条文の内容でございますが、第2条では職員の定義を定めております。

第3条では、事業を規定しております。互助共済事業、文化、体育及びレクリエーション事業、そのほか職員の厚生に必要な事業でございます。

第4条は、厚生事業の実施は職員で組織する岬町職員厚生会及び福利厚生サービスを提供する民間事業者等に行わせることができることを規定しております。

第5条は、厚生会に対し、予算の範囲内において補助金を交付することができる規定でございます。

第6条は、職員を厚生会の事務に従事させることができる規定でございます。

附則は、この条例は平成21年4月1日から施行する規定でございます。

以上が条例案の内容でございます。本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定とかがっております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○谷本 貢議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたい

と思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております岬町職員の厚生制度に関する条例を制定する件については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、総務文教委員会に付託することに決しました。

○谷本 貢議長 日程28、議案第27号「岬町職員の修学部分休業に関する条例を制定する件」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。企画部長、笠間光弘君。

○笠間企画部長 日程28、議案第27号、岬町職員の修学部分休業に関する条例を制定する件について説明させていただきます。

提案理由といたしましては、地方公務員法第26条の2に基づきまして、公務能率の向上のため、職員が主体的に教育施設で学習し、能力開発をすることにつながる部分休業を取得できるように勤務体系の多様化を図るため、本条例を制定するものでございます。

地方公務員法第26条の2は、公務の運営に支障がなく、職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは条例で定めるところにより、修学部分休業を承認することを規定しておりますので、本条例を定めるものでございます。

主な条文の内容につきましては、第2条では、修学部分休業の時間の承認は、1週間を通じて20時間を超えない範囲で、30分単位で行うものでございます。承認される教育施設は、学校教育法に定める大学などでございます。修学部分休業ができる期間は2年と予定しております。これは地方公務員法が定める期間と同じでございます。

第3条は、修学部分休業取得中の給与の減額について定めております。

第4条は、修学部分休業の承認の取消について規定しております。退学したときや休学、頻繁な欠席などでは承認を取消ものでございます。

附則は、この条例は、平成21年4月1日から施行するものでございます。

以上が条例案の内容でございます。本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定とうかがっております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○谷本 貢議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております岬町職員の修学部分休業に関する条例を制定する件については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって、本件については、総務文教委員会に付託することに決しました。

○谷本 貢議長 日程29、議案第28号「岬町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を制定する件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。福祉部長、芦田貴志雄君。

○芦田福祉部長 日程29、議案第28号、介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を制定する件についてご説明させていただきます。

提案理由といたしましては、国において介護従事者の処遇改善を図るために、平成21年度からの介護保険報酬の見直しがなされますが、これに伴う介護保険料の上昇を抑制するため、介護従事者処遇改善臨時特例交付金が交付されることになり、平成20年度において当該交付金を歳入するために、介護従事者処遇改善臨時特例基金を創設するもので、そのための条例制定

でございます。

内容につきましては、裏面をご参照願います。

岬町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例（案）。

第1条では、基金設置の目的を定めています。先ほど申し上げましたように、国の方からの介護従事者処遇改善臨時特例交付金が交付されることに伴い、その受け皿として基金を設置するということでございます。

第2条では、基金の額について定めており、特例交付金の額とするものであります。具体的な金額としましては、先ほど議案第5号、平成20年度介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3次）の件のところで説明をさせていただきました金額1,364万8,000円でございます。

第3条から第5条までは管理、運用益の処理、繰替運用等の適正な管理・運用について定めています。

第6条では、基金の処分方法について、第1号では、介護報酬改定に伴う保険料の増加額を軽減するための財源としての取り崩し。第2号としては、介護保険料の軽減を実施する場合の広報、システム改善費用、その他準備経費に係る事務経費としての財源に充てるという二つの処分方法について定めています。

第7条は、細部についての委任条項であります。

附則としましては、まず施行日として交付の日から施行するものとし、第2条では、本条例が平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3カ年の限定の基金条例であり、それ以降については失効するというものを定めています。また、当該基金に、その最終年度で残額が生じた場合には、国庫に返還するという規定もあわせて定めております。

以上が本条例の概要でございます。本件につきましては、厚生委員会に付託の予定とうかがっております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○谷本 貢議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております岬町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を制定する件については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって、本件については厚生委員会に付託することに決しました。

○谷本 貢議長 日程30、議案第29号「岬町事務分掌条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。企画部長、笠間光弘君。

○笠間企画部長 日程30、議案第29号、岬町事務分掌条例の一部を改正する件につきまして説明させていただきます。

提案理由といたしましては、住民のニーズに的確に対応するとともに、町政の総合計画や重要課題に対応する組織とするため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容につきましては、新旧対照表をごらんくださいませ。

第1条でございますが、この条に第1条第2項を設け、部に属さない次の課を設けるとして、「活力創造課」を設ける規定でございます。

第2条は、分掌事務を定める規定です。企画部では、新たな事務として「定住交流政策」、「協働政策」、「文化センターに関すること」、「青少年センターに関すること」を追加し、「町政の総合計画に関すること」を除いております。

定住交流政策は、人口動態の内訳において、死亡が出生を上回っていることから、定住人口の減少が見込まれる中、交流人口の確保・増加をも目指すための定住交流政策の制度設計を図るものでございます。

協働政策につきましては、NPO法人の認証や、岬ゆめ・みらいサポート事業などの住民との協働に関する事業に取り組むものでございます。

文化センター、青少年センターは、教育委員会から町長部局への移管によりまして、企画部の分掌事務といたしまして、事業の再構築を図るものでございます。現在、人権推進事業の一環として、みさきウィッシュ講座などを文化センターを拠点にして開催していることから、人

権啓発の促進及び町民との交流促進を進めるために、文化センターとの連携を図ることで、より効率的に人権推進事業の実施を図るものでございます。

青少年センターにつきましては、これまで主に小学生を対象にした体験学習を中心に事業を行ってまいりましたが、大阪府の維新プログラムにより、青少年活動補助金が廃止となりました。それで新たに学校を拠点とする学校支援地域本部事業の補助金が創設されました。このことから、青少年センター条例の目的に沿った今後の事業のあり方を企画部で研究し、再構築を図るものでございます。研究する事例につきましては、若年層の社会人におけるニート対策事業などを考えております。

裏面でございますが、事業部では「町の重要政策に関すること」を除いております。

第3条の規定は、第1条第2項に規定した活力創造課の分掌事務を規定しております。

内容としましては、第1号、町政の総合計画に関すること。第2号、第二阪和国道の推進に関すること。第3号、企業誘致に関すること。第4号、町の重要政策の推進に関することでございます。

第4条、第5条は、条の繰り下げの改正でございます。

なお、この条例は、平成21年4月1日から施行するものでございます。

以上が条例改正案の内容でございます。本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定とうかがっております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○谷本 貢議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております岬町事務分掌条例の一部を改正する件については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって本件については、総務文教委員会に付託することに決しました。

○谷本 貢議長 日程３１、議案第３０号「岬町文化センター条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。企画部長、笠間光弘君。

○笠間企画部長 日程３１、議案第３０号、岬町文化センター条例の一部を改正する件につきまして説明させていただきます。

提案理由といたしましては、岬町文化センターの所管を岬町教育委員会から岬町長へ移管するため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

文化センターは、基本的人権尊重の精神に基づきまして、本町における人権啓発の促進及び地域福祉の向上を図るとともに、住民の交流を促進し、基本的人権が尊重される社会の実現に資するための施設でございます。現在、人権推進事業であります、みさきウィッシュ講座なども、文化センターを会場として活用しておりますので、町長部局への移管で人権推進事業と人権啓発の促進及び地域の交流促進の連携を強化し、隣保館運営費補助金を有効に活用した効率的な事業展開を図るものでございます。

条例改正の主な内容につきまして、第５条第１項中及び第２項中の教育委員会を町長に改めるものでございます。

第６条、第７条から第１１条、第１５条について、同様に改めるもので、所管を町長に移管する内容でございます。

また、附則第２項では、経過措置を設け、この条例の施行日前の手続を、この条例の相当規定によりなされたものと見なすものでございます。

以上が条例改正案の内容でございます。本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定とうかがっております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○谷本 貢議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。和田勝弘君。

○和田勝弘議員 総務文教委員でないで、１点だけちょっと聞かせていただきたいんですけど。

今まで教育委員会の中に文化センターがあって、今度は町長の名にかわるということは、町長公室か何かで文化センターと連絡していくようになるのか、これどういうふうになるのか一言。

○谷本 貢議長 企画部長、笠間光弘君。

○笠間企画部長 和田議員のご質問にお答えします。

現在、町長公室という名称の課は置いておりません。企画部の中へ、この人権推進課ということで文化センターを所管として置く予定をしております。

○谷本 貢議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町文化センター条例の一部を改正する件については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって本件については、総務文教委員会に付託することに決しました。

○谷本 貢議長 日程32、議案第31号「岬町立集会所条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 日程32、議案第31号、岬町立集会所条例の一部を改正する件につきまして、ご説明いたします。

提案理由といたしましては、本町内の集会所を公の施設として整備するため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

それでは、条例案の概要について説明させていただきます。条例案並びにあわせまして新旧対照表をごらんください。

第2条は、集会所の位置を規定しておりまして、同条に既設の集会所22カ所を新たに追加するとともに、名称の変更及び所在地番の一部修正を行うものでございます。追加する集会所の名称及び位置につきましては、第2条の表のとおり、淡輪4区集会所から小島集会所の22カ所を追加するものでございます。これによりまして、岬町立集会所条例に定める集会所の数は

全部で32カ所ということとなるものでございます。

なお、各集会所においては、これまでも運営補助金を交付しておるところでございますが、今後も適正な運営管理に努めてまいりたいというように考えております。

以上が岬町立集会所条例の一部を改正する件の概容でございます。本条例は、総務文教委員会に付託と聞き及んでおりますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○谷本 貢議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑をうけたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております岬町立集会所条例の一部を改正する件については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって本件については、総務文教委員会に付託することに決しました。

○谷本 貢議長 日程33、議案第32号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。企画部長、笠間光弘君。

○笠間企画部長 日程33、議案第32号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件につきまして説明させていただきます。

提案理由といたしましては、行財政改革のさらなる推進を図るため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

最近の行政を取り巻く環境は、アメリカのサブプライムローン問題に端を発した金融資本市場の混乱により、日本経済にも深刻な影響を及ぼしております。固定資産税をはじめとする地方

税収入や地方交付税の原資となる国税収入が大幅に減少することが見込まれております。本町は集中改革プランに基づいて行財政改革に取り組んでいますが、社会経済情勢の急激な変化に対応しつつ、厳しい社会環境の中で、財政再生団体への転落を回避すべく、さらなる行財政改革に取り組む必要がございます。よって、特別職の給料の減額の期限を町長の任期まで延期するものでございます。

改正の内容としましては、附則第3項中「平成18年1月1日」を「平成21年4月1日」に、「平成21年3月31日」を「平成21年10月8日」に改めるものでございます。また、附則第4項を削るものでございます。これによりまして、退職手当の給料月額が減額後の額で算定するものでございます。

以上が条例改正案の内容でございます。本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定とわかっております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○谷本 貢議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。反保多喜男君。

○反保多喜男議員 総務文教委員でございませんで、一言質問をさせていただきます。

先ほど企画部長より、特別職の給与の条例改正が出てこられまして、提案理由をお聞きしました。厳しい経済状況の中で、財政再生団体に転落を回避すべく、さらなる行財政改革に取り組んでいきますという説明がございました。町長の給料の減額及び退職金の減額が示されました。確かに、アメリカでのサブプライムローンの方から始まりました経済の混乱により、日本の経済も派遣問題や、いろんな大変な状況になってきております。大阪府におきましても、相当な減収が見込まれているということを聞き及んでおります。当岬町におきましても、まだまだ規模が小さな自治体でございまして、今後とももっと深刻な影響を受けて非常に困った状態になってくることが目に見えております。そこで町長にお伺いをしたいと思います。

条例では一応、延長ということで、平成21年3月31日を平成21年10月8日に改めるといろんな改正が出ております。しかし、このような急激に悪化している社会経済状況の中で、町長は、これから先も継続して町政を情熱を持って取り組んでいかれるかどうかを、ぜひお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

○谷本 貢議長 町長、石田正弘君。

○石田町長 私も１７年１０月に就任させていただいてから３年５カ月ですか、過ぎました。就任早々から町営のプールを廃止させていただき、そしてまた固定資産の超過課税をさせていただき、水道料金の値上げをさせていただき、そしてまたごみの有料化をさせていただきと。そしてまた町営施設の有料化、いろんなことをさせていただいて、今、私の耳に届く声にも、住民さんの声にも、あいつになって何もいいことないという声が多々聞こえてまいっております。しかしながら、１６年７月に制定されました集中改革プラン、これが私も議員をしている中で、非常に進捗がおくれておった。それがためになかなかこの岬町の行財政改革が進んでこなかった。したがって、私が就任させていただいてから、この行財政改革プランを着実に実行してきたつもりでございます。そのために、確かに住民の皆様にはご負担もおかけして、先ほど申したような批判も私の耳まで届く状態にはなっておりますが、しかし夕張のように、もっともっとひどい状態にならないようにするには、私は、まださらなる行財政改革を私の手で実行していく必要があると。そのためには、いくら恨まれても、また、どんな批判を受けても、私はやり抜かなければならない、施策はやり抜いていく覚悟で、これからも町政に情熱を持ってあたらせていただきたいと思います。以上でございます。

以上でございます。

○谷本 貢議長 他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○谷本 貢議長 これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件については、会議規則第３９条第１項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって本件については、総務文教委員会に付託することに決しました。

○谷本 貢議長 日程３４、議案第３３号「教育長の給与等に関する条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。企画部長、笠間光弘君。

○笠間企画部長 日程３４、議案第３３号、教育長の給与等に関する条例の一部を改正する件につきまして説明させていただきます。

提案理由といたしましては、行財政改革のさらなる推進を図るため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

厳しい経済情勢の中で、財政再生団体への転落を回避するため、さらなる行財政改革に取り組む必要がございます。よって教育長の給与の減額の期限を教育長の任期まで延長するまでの改正でございます。

改正の内容といたしましては、附則第４項中「平成１８年１月１日」を「平成２１年４月１日」に、「平成２１年３月３１日」を「平成２４年９月３０日」に改めるものでございます。

また、附則第５項を削ります。これによりまして、退職手当の給料月額が減額後の額で算定するものでございます。

以上が条例改正案の内容でございます。本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定とかがっております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○谷本 貢議長 これをもって提案理由の説明を終わります。本件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております教育長の給与等に関する条例の一部を改正する件については、会議規則第３９条第１項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって本件については、総務文教委員会に付託することに決しました。

○谷本 貢議長 日程３５、議案第３４号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する

件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。企画部長、笠間光弘君。

○笠間企画部長 日程３５、議案第３４号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件につきまして説明させていただきます。

提案理由といたしましては、社団法人大阪府市町村職員互助会の解散に伴いまして、本条例に所要の改正を行うものであります。現在、互助会に対する職員の掛金や貸付の返還金を給与から控除しておりますが、互助会の解散に応じた規定に改正するものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表をごらんください。

第２９条第１号の改正ですが、旧の欄にある社団法人大阪府市町村職員互助会に支払うべき職員の掛金及び返還金を、新の欄にあります職員の福利厚生事業に係る職員の掛金及び社団法人大阪府市町村職員互助会に支払うべき職員の返還金に改正するものでございます。これにより、職員の福利厚生事業の掛金を控除できるものとし、社団法人大阪府市町村職員互助会に支払うべき掛金は生じませんが、解散後も２年間は清算団体となりますので、互助会への貸付の返還が残っている職員の返還金を給与から控除できるものとしております。

以上が条例改正案の内容でございます。本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定とかがっております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○谷本 貢議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件については、会議規則第３９条第１項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって本件については、総務文教委員会に付託することに決しました。

お諮りします。

暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。残休憩することに決定しました。

暫時休憩します。再開は2時35分。

(午後2時25分 休憩)

(午後2時35分 再開)

○谷本 貢議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

○谷本 貢議長 日程36、議案第35号「岬町ひとり親家庭の医療費の支給に関する条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。福祉部長、芦田貴志雄君。

○芦田福祉部長 日程36、議案第35号、岬町ひとり親家庭の医療費の支給に関する条例の一部を改正する件について説明させていただきます。

提案理由といたしましては、児童福祉法の一部を改正する法律が平成21年4月から施行されることに伴い、新たに創設されました小規模住居型児童養育事業の養育者を医療費支給の対象外とする必要が生じたために、本条例に所要の改正を行うものです。

裏面をお開きください。あわせて新旧対照表もご参照ください。

岬町ひとり親家庭の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例(案)。

本条例の第1条の2第3項、用語の定義の規定中「及び児童福祉法第6条の3」を「並びに児童福祉法第6条の2第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法第6条の3第1項」に改めるものです。

附則としましては、施行日を平成21年4月1日からと定めています。

この改正内容につきましては、まず改正条文の「及び」以降の内容につきましては、条項移動ですので、今回、新たに前半の部分の「児童福祉法第6条の2第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者」が追加されたというものであります。この小規模住居型児童養育事業は、今回の児童福祉法改正で創設された事業でありまして、養育に相当の経験を有する養育者の住居において、養育里親が最大5名ないし6名の児童の養育の委託を受けて、児童の自主性

を尊重し、基本的な生活習慣の確立と豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援することを目的とするものでありますけれども、この事業で養育を受ける児童に対しても、従来の里親と同様に、医療費の保険給付を含めた必要経費が支援されるために、本条例の適用を除外することになるため、新たに追加するものであります。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定とうかがっております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○谷本 貢議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております岬町ひとり親家庭の医療費の支給に関する条例の一部を改正する件については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって本件については、厚生委員会に付託することに決しました。

○谷本 貢議長 日程37、議案第36号「岬町国民健康保険条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。住民部長、白井保二君。

○白井住民部長 日程37、議案第36号、岬町国民健康保険条例の一部を改正する件につきましてご説明いたします。

提案理由といたしまして、国民健康保険法施行令及び児童福祉法の一部改正に伴い、本条例に所要の改正を行うものであります。

改正内容をご説明いたします。議案書の裏面を、また別紙の改正条例新旧対照表もあわせてご

らんください。

第4条の改正につきましては、国民健康保険法施行令に日本国籍を有しない外国人を国民健康保険の被保険者とする旨の規定があり、本町の条例第4条において、同じ内容を定めておりましたが、今回の国民健康保険法施行令の改正を契機にいたしまして、条例第4条において規定する内容を被保険者とししないものに改めるものでありまして、新たに第4条に規定する被保険者とししないものといたしまして、児童福祉法の規定により、児童福祉施設に入所している児童、または小規模住居型児童養育事業を行う者、もしくは里親に委託されている児童であって、民法の規定による扶養義務のない者を新たに被保険者とししない旨の規定を行うものでございます。

次に、第16条の12及び第20条第5条の改正内容につきましては、介護給付金賦課限度額を改めるものであります。介護給付金賦課限度額につきましては、平成18年度に8万円から9万円に改正し、現在に至っております。今般、介護給付費や被保険者の所得の動向等を勘案し、中間所得層の負担軽減を図るための国民健康保険法施行令が改正されたことに伴いまして、本町におきましても改正の趣旨を踏まえまして、保険料の公平な負担を図る観点から、政令に順次、介護納付金賦課限度額を9万円から10万円に改正するものであります。

次に、第18条の改正内容につきましては、今回の第4条の改正規定において、民法の法律番号、明治29年法律第89号が規定されておりますので、第18条に規定する法律番号を今回、削除するものでございます。

次に、附則第1項におきましては、施行日を定めておりまして、この条例は平成21年4月1日から施行する。また附則第2項におきましては、経過措置規定を設けておりまして、改正後の介護納付金賦課限度額は平成21年度以降の年度分の保険料について適用し、20年度までの保険料については従来どおりとすることと定めております。

以上が改正内容の概要でございます。本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決たまわりますようお願い申し上げます。

○谷本 貢議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております岬町国民健康保険条例の一部を改正する件については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって本件については、厚生委員会に付託することに決しました。

○谷本 貢議長 日程38、議案第37号「岬町介護保険条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。福祉部長、芦田貴志雄君。

○芦田福祉部長 日程38、議案第37号、岬町介護保険条例の一部を改正する件についてご説明させていただきます。

提案理由といたしまして、平成21年度から23年度に係る介護保険法に定める第1号被保険者、すなわち65歳以上の方の介護保険料負担を定めるため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

内容について説明させていただきます。

議案書をお開きください。また、新旧対照表をご参照ください。

岬町介護保険条例の一部を改正する条例(案)。

介護保険条例第5条の保険料率を次のように改めるものです。現行条例の保険料は6段階に区分されていますが、それを8段階に区分することにします。金額につきましては、第1号の介護保険法施行令、第39条第1項第1号、この方々は生活保護受給者や老齢福祉年金受給者で、かつ世帯全員が非課税の方を対象とする方々ですけれども、この方々の金額を2万8,710円とし、以下、第2号3万1,580円、第3号4万5,930円、第4号5万7,420円、第5号6万8,900円、第6号、8万390円、第7号9万1,870円、第8号10万3,360円と改正をしております。また、あわせて年度や適用状況の移動について整備をいたしております。

附則としましては、第1条で施行日を平成21年4月1日とし、第2条では平成21年度からの保険料から本条例の改正を適用し、平成20年度までは従前の保険料を適用するという経過措置を定めています。

また、附則第3条では、先ほどの保険料体系のうちの第4号の保険料段階の人の中で、年収が80万円以下の方には特例措置としての金額、5万1,680円とするという規定を定めております。このため、この第4段階特例を含めると、9つの保険料に分かれるということになります。

もう少し現行保険料体系との比較をしながら説明をさせていただきます。

資料につきましては、先ほど配付させていただきました資料をご参照ください。中央の表が現行保険料で、今回の改正案は左の表、右側は新旧の差を記載しております。まず保険料算定にあたりましては、平成21年度から23年度までの3カ年の給付見込額を算定し、そこからまず、この表でいきます第4段階の保険料を算定することになります。今回はその際に、介護従事者処遇改善臨時特例基金の当年による軽減。もう一つ、岬町の準備基金に積み立てています基金約8,100万円のうち8,000万円を投入して軽減を図っているところであります。これにより第4段階の方の保険料、この表で年額5万7,420円、月額に換算しますと、その下の段に括弧書きをしていますけども、4,785円になります。参考までに、3カ年の純粋の給付見込額から単純に計算された月額保険料は約5,277円です。ここから、先ほど言いました介護従事者処遇改善臨時特例基金によって67円が軽減され、さらに準備基金からの8,000万円の投入によって425円が軽減されて、4,785円という金額になっております。この金額を基準として、他の段階の保険料はそれぞれ算定率を掛けて求めています。

今回の改正では、保険料の段階を現行の6段階から8段階に変更しましたがけれども、具体的には第1段階で現行の年間保険料の3万3,170円を2万8,710円に、以下この表に記載のとおり金額に改正をしております。それから、第4段階では、現行の6万6,350円を二つに分割しておりますけれども、これは基準となる第4段階の5万7,420円と、もう一つは、先ほど附則第3条で特例の金額を設定しましたが、その特例金額としての5万1,680円という金額がここに入ることになります。これは先ほど言いましたように、本人は非課税ですけれども、世帯では課税になっている場合でも、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計金額が80万円以下の方への軽減を図るものです。

その次の第5段階も2段階に区分し、第5段階を合計所得金額は125万未満として6万8,900円に決めました。第6段階を合計所得金額は125万円を超えて200万円未満として8万3,900円としています。次に、現行の第6段階9万9,530円も2段階に分割し、第7段階を合計所得金額は200万円から400万円未満までとし、9万1,870円。第8段階を合計所得金額400万円以上として10万3,360円とするものであります。

右欄の新規の保険料比較欄の金額の差を見ていただくとおわかりになると思いますけれども、今回の改正においては、第8段階を除いてすべて減額となっております。

以上が本条例の概要でございます。詳細につきましては、厚生委員会の方でさらに補足説明をさせていただきます予定です。

本条例につきましては、厚生委員会に付託の予定とうかがっております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○谷本 貢議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております岬町介護保険条例の一部を改正する件については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって本件については、厚生委員会に付託することに決しました。

○谷本 貢議長 日程39、議案第38号「岬町企業誘致に関する条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。事業部長、松永英三君。

○松永事業部長 日程39、議案第38号、岬町企業誘致に関する条例の一部を改正する件についてご説明をさせていただきます。

提案理由といたしましては、企業誘致条例が失効期限を迎えることから、企業誘致を進めるために失効期限の延長を行うとともに、優遇措置の見直しを行うため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

本町では、平成17年に岬町企業誘致に関する条例を全部改正し、優遇措置を講じているとこ

ろでございますが、先ほども申し上げましたように、平成21年、本年の3月31日に条例の失効期限を迎えることから、失効期限の延長を行うとともに、進出企業にとって、より魅力のある優遇制度とするため、優遇措置規定の一部の見直しを行うものでございます。

それでは、岬町企業誘致に関する条例の一部改正の内容をご説明させていただきます。議案書の裏面を、また別冊の新旧対照表をあわせてご参照願います。

第2条第1号の事業者の定義につきましては、商法の改正及び有限会社法の廃止、並びに会社法の施行がされたことに伴い、引用法例を改めるものでございます。

次に、第4条第1号の施設設置助成金の規定の改正でございますが、本条項は土地、家屋の固定資産税のそれぞれの年税額に2分の1を乗じて得た額を助成する規定となっております。大阪府内の他の団体では、対象となる固定資産税に償却資産を含めていることがございますので、企業にとって魅力ある優遇制度とするため、本町においても償却資産を助成対象として加えるものでございます。

次に、附則第2項の条例の失効期限の改正でございますが、失効期限を延長し、平成25年3月31日とするものでございます。また失効期限を延長することから、附則第4項で定める平成21年4月1日以降の必要性の検討項目を削除するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上が本条例の改正の概要でございます。本件につきましては、事業委員会に付託の予定と聞いております。よろしくご審議の上、議決たまわりますようお願い申し上げます。

○谷本 貢議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。田代 堯君。

○田代 堯議員 企業誘致をするために、いかに来ていただくかということに対して、21年の3月31日限りで効力を失うということで条例改正なんです。この4条の今まで2分の1はいいんですけども、これに償却資産を加えたということなんですけども、その後の5年間というのを思い切って10年ぐらいのスパンにかけてやることによって、岬町に来たいという方が、5年と10年の違いがあらうかと思うんですが、他の誘致策をやっている自治体、またはそういう行政で、10年というスパンの長きにわたって、こういう助成をする制度あるのかどうか。

あるとしたら、それぐらいの思い切った条例改正もいいんじゃないかなという、参考意見なんですけども、その辺はどうでしょうか。

○谷本 貢議長 事業部長、松永英三君。

○松永事業部長 他の団体で10年間というのは1団体ございますけども、このうちの優遇措置というのは、町村のレベルでは非常に高額の優遇措置をこうじておりまして、また今回、償却資産も含めるということでございまして、かなりの高額な優遇措置でございまして、期間は5年間となっておりますが、企業にとっては非常に、町村のレベルでは高額になっておりますので、そういう意味では魅力のある、市も含めても、そんなに負ける条例ではないというふうに思っておりますので、大丈夫だというふうに思っております。

○谷本 貢議長 田代 堯君。

○田代 堯議員 現実に今回、白紙の状態に戻るわけなんですけども、他に1件10年間というのがあるということなんですけども、町村レベルでは5年間ということで。岬町の立地条件、また道路形態、そういったものを考えると、非常に企業が来にくい状況に私はあるのかなと、このように思います。といいますのは、一昨年だったか、もう2年ほどになるのかな。貝塚に三洋電機が来たときに、私のちまたの話なんですけども、やはり岬町の土採り跡地の問題も含めて検討なさった企業があるわけなんですけども、残念ながら食と農という基本コンセプトの問題とか、いろいろな交通アクセスの問題で、私は貝塚の方に決まったかのように聞いておるし、前にも話をしたかと思うんですが、森下仁丹さんが現在の工場がだめで、場所を変更したいと。できれば岬町の土採り跡地もいいなということで検討されたんですけども、結果的にはやはり交通アクセスの問題で枚方の方へかわってしまったと。そういう状況から見ると、特別に、今、部長のおっしゃるとおり、確かにいい条件だとは思いますが、さらにそこへ、いい条件の中に加えることによって、ちょっとしんどいけど、やっぱり10年のメリットがあるのと5年のメリットとは大きく違ってくるので、その辺で一遍考えてみようかなという、やはり思いという、そういう企業の、いわば企業というのはある程度営利会社なんで、利益がなかったら到底企業はやれないんで、そういう意味で私は思い切って10年と。いい条件の中に、さらに10年を超えることが、いろんな立地条件の悪い岬町にも、ひとつ参加してみようかなという考えがあるんじゃないかなと。昨日も一般質問の中で申し上げましたけども、大阪府の担当の方とも話をさせてもらったところ、非常に企業誘致に苦慮していると。非常に難しいという問題も、いろいろ個人的にお話を聞かせてもらったんですけども、やはりそういう意味で考えると、せっかくこれだけの、これは仕方ないとしても、いい条例をつくるわけですから、一度そのこと

も次の議会でも考えてもらったらどうかと、このように思うんですが、どうでしょうか。

○谷本 貢議長 事業部長、松永英三君。

○松永事業部長 府が平成19年に調査した企業誘致アンケートでも、立地を決定した要因としてアクセス、それと並んで補助金、優遇措置というのが非常に重要な判断基準になってるというふうなことでございます。現在の他市町の優遇制度を踏まえますと、他団体には今先ほども申し上げましたように、見劣りしない制度となってるというふうに考えておりますけども、今後これは、延長するのは4年間と。4年間はなぜかといいますと、4年で一定の土砂最終地の整備が、道路等のインフラの整備ができるであろうと思われるのが4年先でございますので、4年間はこの条例でいきたいなというふうに考えておるわけでございます。ただ、ここ1、2年の状況も見据えながら、再度そういうふうなことも考えることも必要があるかというふうには考えております。

○谷本 貢議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町企業誘致に関する条例の一部を改正する件については、会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって本件については、事業委員会に付託することに決しました。

○谷本 貢議長 日程40、議案第39号「岬町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 日程40、議案第39号、岬町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案理由といたしまして、消防団員の定員を現有の消防団員を照らし合わせ、適正定数に合わせるため、本条例に所要の改正を行うものでございます。あわせて新旧対照表を添付しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

改正の内容といたしまして、本条例第2条中「133人」を「120人」に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することといたしております。

本件は総務文教委員会に付託の予定と聞き及んでおりますが、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○谷本 貢議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております岬町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する件については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって本件については、総務文教委員会に付託することに決しました。

○谷本 貢議長 日程41、議案第40号「岬町青少年センター条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。企画部長、笠間光弘君。

○笠間企画部長 日程41、議案第40号、岬町青少年センター条例の一部を改正する件につきまして説明させていただきます。

提案理由といたしましては、岬町青少年センターを岬町教育委員会から岬町長へ移管するため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

青少年センターは、基本的人権尊重の精神に基づき、青少年に教養を高め、その健全な育成に資する施設でございます。これまで主に小学生を対象とした体験学習を中心に事業を行ってま

いりましたが、大阪府の維新プログラムによりまして、青少年活動補助金が廃止となったことから、今後の事業のあり方を企画部で研究し、再構築を図るものでございます。研究する事例につきましては、若年層の社会人におけますニート対策などというふうに考えております。

条例改正の主な内容につきましては、第3条、第5条、第6条、第7条、第11条、第15条のそれぞれの条文の中にあります「岬町教育委員会」を「町長」に改めるものなどでございます。

また、附則第2項では、経過措置を設け、この条例の施行日前の手続を、この条例の相当規定によりなされたものと見なすものでございます。

以上が条例改正案の内容でございます。本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と
うかがっております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○谷本 貢議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたい
と思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております青少年センター条例の一部を改正する件については、会議規則
第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ございません
か。

（「異議なし」の声あり）

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって本件については、総務文教委員会に付託することに
決しました。

○谷本 貢議長 日程42、議案第41号「固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求
める件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長、石田正弘君。

○石田町長 日程42、議案第41号、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める

件についてご説明申し上げます。

現在、固定資産評価審査委員会委員の松下 博氏が、平成21年3月11日をもって任期満了となりますので、同氏の再任について、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。同氏の履歴につきましては、裏面をご参照いただきたいと思いますと思います。

以上を同意をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○谷本 貢議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は人事に関することですので、委員会付託及び討論を略したいと思います。異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。

これより議案第41号、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を起立により採決します。

本件はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○谷本 貢議長 満場一致であります。よって議案第41号はこれに同意することに決定しました。

○谷本 貢議長 日程43、選挙第1号「岬町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙の件」を行います。

本件については、岬町選挙管理委員会委員及び同補充員の任期が平成21年3月31日をもって満了となるため、地方自治法第182条の規定により、委員4名、同補充員4名の選挙を行うものであります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第182条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって議長が指名することに決定しました。

岬町選挙管理委員会委員に、岬町深日２４３番地の１４、鈴木和夫君、岬町淡輪１１５番地の２、新 尚慶君、岬町孝子８１番地、橘井耕造君、岬町深日２８４番地、大野 斉君、以上の方を示します。

お諮りします。ただいま指名した方を岬町選挙管理委員会委員の当選人と定めることに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。よってただいま指名しました鈴木和夫君、新 尚慶君、橘井耕造君、大野 斉君、以上の方が岬町選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、同補充員に岬町多奈川谷川２５９番地の１６、細川満治君、岬町孝子５６番地、野間秀則君、岬町淡輪１２０番地の３、見先秀隆君、岬町多奈川谷川３４０番地の１７、榊原勝秋君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま指名した方を同補充員の当選人と定めることに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました細川満治君、野間秀則君、見先秀隆君、榊原勝秋君、以上の方が同補充員に当選されました。

次に、補充の順序について、お諮りします。補充の順序は、ただいま指名しました順序に従いたいと思います。異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって補充の順序は、ただいま指名しました順序に決定しました。

以上で、本日の日程は、すべて終了しました。

本日はこれで散会します。

各常任委員さんは、委員会付託分の審議について、よろしくお願いいたします。

なお、次の会議は３月２５日午前９時３０分から予定の議会運営委員会、午前１０時から予定の全員協議会終了後に会議を開きますので、ご参集ください。

どうも本日はご苦労さまでした。

(午後3時15分 散会)

以上の記録が本町議会平成21年第1回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成21年3月5日

岬町議会

議 長 谷 本 貢

議 員 奥 野 学

議 員 反 保 多喜男